島田三郎安部磯雄監輯

廓清

第三巻第三號

社會之改良・風紀之廓清・男女之貞潔・家庭之和樂

目次

東京 廓清會本部發行

會員の義務

一 成るべく同志を糾合して會員の増加を圖ること、輿論の勢力を作るには同志の一人にても多からんを要す。

一 不用の雜誌は可成知人の間に廻付して主張の徹底を計ること。

右會員諸君が、自らのデューチーとして御實行あらむことを希望す。

出版書目

歐米諸國 **醜業公認制度廢止運動**
定價一冊 拾五錢 郵税貳錢

右は先般本邦に來援せられたるモーリスグレゴリー氏の著書を繙譯せしものにして、安部磯雄氏の嚴密なる校閲を經たるものなり。自己の研鑚の爲め將又主張貫徹の爲め、最も有力なる武器なり。奮つて購讀あれ。

廓清叢書第一卷 **公娼廢止論**
伯爵 大隈重信述
廓清會理事 益富政助述

廓清叢書第二卷 **此罹災者を救へ**
救世軍大佐補 山室軍平述

廓清叢書第三卷 **道樂者への强異見**
救世軍大佐補 山室軍平述

廓清叢書第四卷 **自由廢業を奬勵する理由**
廓清會長 島田三郎述

廓清叢書第五卷 **廓清會組織の趣意**
廓清會副會長 安部磯雄述

廓清叢書第六卷 **公娼制度と社會の風儀**

定價一冊各貳錢 郵税六冊迄貳錢

本會に所用の方は
東京神田區美土代町三丁目三番地
廓清會本部
宛に願上候

會費の納入

會費は郵便爲替、又は振替貯金東京一九五三三番益富政助に拂込まれたし。

（注意）前項振替口座一九五三三番は益富政助氏名儀にして廓清會所有にあらず、依て御送金の節は、必ず益富政助宛に御拂込相成たし。但し裏面に「廓清會費」と明記ありたし。

大正二年三月十五日納本 一部定價金六錢
大正二年三月十五日發行 （每月一回十五日發行）

編輯兼發行人 伊藤秀吉
神田區三河町一丁目十四番地
印刷人 小林照雄
神田區三河町一丁目十四番地
印刷所 丸利印刷所
神奈川縣川崎町砂子百三番地
發行所 廓清發行所

廢娼論家肖像(其五)



早稻田大學教授 法學博士 浮田和民氏

東北學院教授 哲學博士 笹尾米久太郎氏

辯護士 西村勘之助氏

日本基督教青年會同盟本部幹事文學士 小松武治氏



大正二年二月廿六日大阪支部研究會光景（櫻根博士講演中）

廓清時言

見習娼妓とは何ぞや

去月廿一日の御用『中央』新聞は左の記事を掲げたり。其後日を經るも之に對する取消文も出ない所を見ると、之は正しく事實の報道であると察せらるゝ。

見習娼妓を受出す

三重縣飯南郡鈴止村字矢川卅五番地萬次郎次女増田テル(二五)は三年前吉原江戸町一丁目の貸座敷新川樓事吉田兼太郎方へ娼妓見習として、前借金二百圓にて身を沈めたる者なるが去る二十日午後六時頃、淺草公園の活動寫眞大勝館前にて下谷區車坂町廿八番地〇〇〇〇(三六)と懇意になりしに〇〇はテルが娼妓になるは嫌だと云ひしより、前借金二百圓を出して、素人にして遣らんと其場は立別れ、二十一日〇〇は七年間貯金せし二百圓を持ち、樓主兼太郎の許へ赴き落籍させんと交渉せしも、七百圓なりとの事に手を引きたるに、テルは同日午後一時頃同樓を拔け出し、坂本署へ出頭して〇〇と夫婦にして吳れと願出しも說諭の上樓主に引渡さる。

之は實に奇怪極まる記事である。第一『見習娼妓』とは抑も何ぞ。娼妓の稼業はいふまでもなく淫賣である、さらば『娼妓見習』とは卽ち『淫賣見習』である。日本國民は『淫賣見習』と云ふ一種の生徒まで養成せねばならぬ必要があるであらうか。

警察官の横暴

第二テルは娼妓になるのは嫌だと云ふ。言ひ換れば墮落は嫌だ、淫賣は嫌だといふのである。然るに坂本署に於ては說諭の上樓主に引渡したといふ。益々奇怪極まるではないか。現行の娼妓取締規則は元より、明治九年二月廿四日、警視廳達第四十七號に『娼妓を廢業せんと欲するものは其事由を妨ぐるを得ず、常に娼妓をして正業に就かしむるやう注意し云々』とあり、又明治廿年五月廿三日警察令第十號、又た三十九年七月七日警視廳達第四十號にも『力めて正業に復せしむるやう注意せよ』とある。さればテルの如きは如何にもして正業に復せしむるべく奬勵することそ、警察官の本分であるべ

きに、慾く可し、自ら娼妓になるを厭ひ、正業に移らうとするに之を妨げて。說諭(說諭の二字に注意せよ)して樓主に引渡したとてある。嗚呼警察官は何の權威を以て斯の如き亂暴なる取扱をなすであらうか。

警察官は醜業者の手傳人か

第三、更に更に奇怪極まるは、テルは僅かに十五歲である。娼妓取締規則第一條には『十八歲未滿のものは娼妓たるを得ず』とある。さればテルは未だ娼妓ではないのだ。斷じて娼妓たるべき筈はないのである。既に娼妓たる者すら廢業を妨げざるのみか、力めて正業に就くやうに奬勵すべき筈の警察官が娼妓でない貞操ある處女が正業に就かんことを希望する其希望を退けて再び樓主に引渡し、娼妓となるべく奬勵するとは何たる事であるか。斯の如くんば今日の警察官が、樓主の醜業の手傳人、使用人であるといふ公評に對して何の辯解の言葉があるか。

正法に十倍せる過酷なる警察の處分

讀者諸君は前號に揭げられたる『矛盾せる行政處分』及び本號所載の「艶衣事件の正式裁判」を一讀せられん事を望む。即ち事は元品川二細樓娼妓艶衣に關する事で、彼女が廢業の目的を以て救世軍に逃げ込み、漸くにして廢業の目的は達したが、品川警察署は逃亡の理由を以て二十日間の拘留處分に處した。之れ素より不法の處分である。其故本會は之が後援をなし正式裁判を仰ぎたりしに、東京區裁判所は、前の品川警察署の處分を不當として改めて科料金二圓を命じたのである之に依つて知る、警察官の娼妓に對する虐待的處分は、正法に十倍して過酷なるものであることを。思ふにこの十倍過酷の取扱沙汰は敢て東京の警察署だけではあるまい。我が會員諸君は常に警察官を視監して、不法なりと信ずる事件があつたらば、早速本部に通信を賜はるなり、又は自身正式の裁判に移されん事を望むのである。因に記す、寺田、西村の兩辯護人は此二圓の科料金すら尙不當なりとし、目下上告中である。其結果は追て報道するであらう。

淺草の魔窟と警視廳

淺草公園に充滿せる新聞縱覽所銘酒店等の魔窟は象潟馬道の兩署にて日夜嚴重なる取締を勵行せるにも拘らず、相變らず風紀を紊して顧ざるより、警視廳にては漸次之が殲滅を計らん目的にて、自今該營業者は一人一代限とし、營業を繼續する事を許さず、一方には五區六區千束町共新規の開業を一切許可せざる事とし、四日兩署より各總代を召喚して其旨示達せしかば、營業者の恐慌一方ならず、慾くては土地の盛衰に大關係を及ぼすとなし、家主側にても賃貸價格に影響するより昨今寄々陳情方の協議中なりと、

警視廳が漸く風敎維持に覺醒して來た事は吾人の大に喜びとする所である。吾人は更に進んで公娼營業者に對する取締にも宜しく倍舊注意を拂はれん事を希望する。

能代に名譽同盟起る

能代青年團が社會矯風のため努力しつゝあるは夙に讀者の知らるゝ所であるが、同團に於ては今度「名譽同盟」を結び益々此方面に努力せんとしつゝある。吾人は能代青年團が卒先して善良なる模範を天下の青年に示したるを賀するものである。尚右同盟は廓清會の別働隊として奮鬪する筈である。左に其主意書を紹介する。

名譽同盟なる字義は或は吾人の主張を表明するに適切なるものに非るやも知れざれ共近時英國青年間に起れる一種の風紀矯正運動の名稱たるアライアンス、オブアーナーの意味を藉り來て此計畫に冠せしめたるなり。吾人は此同盟の下に貞操を尊重し彝倫を嚴守して以て社會風教の荒廢人心の頽壞を防遏する行動を致さんと欲するなり、由來男女の道は五倫の元始にして人道の大本なり、斯道一日紊亂すれば夫婦の別なく親子の情なく君臣の義もなし、焉んぞ世道を說き風教を議するの遑あらんや。

然るに世間動もすれば人生の至重至大の事たるを忘れ之を等閑に附しつゝあり、否之を忘れざるまでも社會は男女問題を紊亂破壞すべき種々の組織や設備や將た事情の累々として存在するも毫も怪まざるなり其男子に於て一層甚だしきを見るも世人は之を家常の茶飯事視して寛假するが如き誠に痛嘆に堪ざるなり、殊に我が能代港は古來淫靡卑猥の地として世に蔑視せられつゝあるは吾人の大に之を慚愧とする所ならずや、此地をして健實なる繁榮基礎ある發達をなさしめんと欲せば先づ此淫風を打破し惰習を一掃するより急なるものなきなり。

而もこの重大なる任務は、須らく將來の町民たるべき青年諸君の奮勵蹶起に俟たざるべからざれば茲に吾人は先づ其一手段として一種の團結を作り吾人自らを潔うして而して他に及ぼし進んで社會風紀の廓清振肅を期せんと欲す、左に我が同盟の操守すべき概要を述べん。

一、同盟員は貞操を尊重しこれが神聖を保持するに努むる事

二、同盟員は如何なる場合と雖も誓て男女の道を蹂躙する所為に出でざる事

三、同盟員は同盟の主旨に添ひたる社會的事業に盡力する事

四、同盟員は其主張を弘く社會に鼓吹し加盟者を勸誘する事

五、同盟員は規定の輪環を柑持して其同盟員たるを標榜する事

我が同盟の企圖する所猶ほ他に多し吾人は先づ漸を以て之を遂せんとす

噫、過れるものは悔よ、迷へるものは醒めよ、潔きものは努めよ、我が敬愛すべき青年諸君よ希くは翕然として來つて吾人の衷情に贊同し吾人の擧をして力あり權威あるものたらしめよ。

大正二年一月　能代青年團

女子を責むるの酷

此頃都下新聞紙中「女學生の墮落」と題して頻りに攻擊の矢

を之に向つて放ちつゝあるものがある。而して先日などは其學校と姓名迄もくはしく並べ立て發表された。發表されたる人々が果して皆墮落生であるや否やが疑問である。のみならず、女子は女子のみで墮落するものではない、否既に墮落して居るとしても、彼女は墮落せりと稱するよりも、寧ろ「彼女墮落させられたり」といふの適當ではあるまいかを思ふ。要するに貞潔問題に就ては女子は受働的、消極的で、男子は進擊的、積極的である。換言すれば、女子の罪は多の場合に於て力弱くして男子の腕力に抗することが出來ず、遂に負けたといふのである。實際罹災者である。

斯くの如く世の事實を考へ來る時に於て吾人は女子、殊に力弱き女子を責むるの勇氣を有しない。

吉原と英國の貴女

英國貴女團の吉原見物に關する所感は、嘗て「英國の貴女吉原を見て泣くと題して報知新聞所載の記事を紹介した事があつたが、去月の女學世界に又々同一の記事が出て居る。二重になるやうではあるけれども、當局者の警醒を促すためにそれをも爰に採錄する事に致した。

二十九日には、一行中の有志者を案內して吉原にまゐりました。

今では吉原は世界の名物になつて居ます。されば先年吉原遊廓が大火で丸燒けになつた時、之れが再設を日本政府が許可するか否かと云ふ事は、本家の日本よりも、外國で大なる問題として騷がれたと云ふ事です。で今度の觀光團中にも之れが實況を視察しやうと云ふので、非常なる興味を以て馬車を吉原に飛ばしたのでした。

扨て、廓內の町々を見まはる間、彼等は殆んど一言も發しないで、靜かに注意深く視察するのでした。果して如何なる感想を懷いたのであらう。隨行してゐる者にも彼等の意中は少しも測る事が出來ませんでした。

斯くて一巡、廓內を見まはつて大門を出離れた時、その顏を見ると、雙眼からは玉の淚がハラ〳〵と落れるのでした。やがて淚を手巾にをさめて「たとひ裏面にはどんな理由があらうとも、同胞の一人たる婦人を斯くの如く奴隷扱ひにする事を公認して平氣で居る政府の氣がしれぬ。又それを放任して居る代議士なるものゝ無識無定見なのに驚いた。彼等の道德的標準は一體何處にあるのだらう、實に悲しむ可き現象である。」と憤慨して語るのでした。外國のしかも英國の婦人としては然思ふのも無理はないでせう。

日本のもので最も名高きもの

東洋內科醫院長高田畊安氏嘗て獨逸より歸朝し、客に語りて曰く、「日本の物で名高いのは何しろ藝者に越す者はない。洲崎が燒けたと云ふ電報を見て「貴君藝者街が燒けましたつてね吉原が、どうも御氣の毒な事です」と僕に悔を云つた人さへある。遊廓と云つたら、何處でも吉原と思てるのも可笑しいが又大に耻しい氣持もした。國に居て幾干一等國だと威張つて居たつて藝者が一番有名では我々一言もないではないか云々」斯くても尙遊廓の存在は毫も國の體面に關せずとゝふか。(球川)

論議

公娼存置の理由一もある無し

京都大學醫科大學皮膚黴毒科長醫學博士　松浦有志太郎

こは松浦博士が去月廿三日大阪支部公娼問題研究會席上に於てなされたる講演大意筆記なり。未だ校閲を經ず、文責在記者。

一

予は格別の用意を以て此の席に臨んだのではないが、廓清會の研究題目たる公娼の如き制度は、徹頭徹尾、非人道的制度であつて、人權を蹂躙した、倫理を無視した破倫事である。實に百害あつて一利なきものとはこの事であつて、嘗て諸先輩大家の述べられた通りである。已に廓清會の機關誌『廓清』紙上では幾度となく、この公娼問題につき、人權上、風敎上或は衛生上から論じて、公娼は實に人道の敵であつて、之れ以上に不都合なるものは社會にないと主張し、斯くの如き制度の存在を許すの理由はないのである事を盛に論じて殆んど餘蘊なきが如き感がある。然しこの公娼制度の許すべからざる事の明白なるにも不拘尙ほ且今日公許されある以上、吾々は之れが徹底して全廢さるゝまでは大に天下に呼號し、公衆に訴へて輿論を喚起し、これが全廢の實を擧げしめねば決して止むべきでない。かくの如く學理の上から、人權問題から、風敎上から、社會衛生の上から論じて明かに公娼は許すべからざるものであると決定せるにも不拘、廢止の實を擧げるには幾多の犧牲と努力とを要する。知れ切つた事柄であるが、知れ切つたやうに行はれないのであるから、側から不絕、刺戟を與へ覺醒しないと却々以て實行は不可能に終るのである。かるが故に廓清會は今後、現在に幾數十倍する努力を得て社會風敎改善のために健鬪せられん事を希望して措ない。

二

余が今云はうと思つて居る事は決して事新らしきものでもない。只公娼に對する私見を述べる事にする。賣春婦は社會に於て不都合であるは勿論のこと、之れが人格と云ひ、人權と云ふ立場、或は個人の道德、貞操の上から、大にしては國家の勢力、民族の消長、風敎上の問題より見る時は實に醜惡極まるものであつて一大罪惡である。これが罪惡であると云ふ點に於ては、時の古今、所の東西を問はず皆等しく一致する所である。それにも不拘、國家若しくは政府は之を知つて

尙ほ且つ之を奬勵するの策をとるのは矛盾も亦太しき者である。恰も毒と知りつゝ、高價なる藥品を服すると一般、斯くの如き事はあられもなき事で、決して見逃し置くべきものでない。一國の風敎を維持し、倫理道德の健全を計らんとするもの、又國家百年の經綸を懷く者の見るに忍びないところである。今日我が國人心の危きに傾き、德行日に廢れ行くのは決して不自然な事柄ではない。國家が罪惡であると認めたるものは、斷々乎として禁止しなくては、國家人心は何時迄でたつても振起する氣づかひはない。

存娼論者は吾人の主張に對して、吾人の論を机上の空論であり、疊の上の水練であると云ふ。賣娼の事は人類の歷史と殆んど同一時に起つたもので之れを許すの外はないと頑張るのである。之れは一應しか考へられないのでもないが、併し罪惡は止むを得ざるものだから公然之を許せと云ふ理窟は何處にあらう。石川五右衛門の辭世の如くに、盗賊は絕えないから盗賊を公許せよと云ふ事になつたらばどうであらう。公娼は昔から法律で許してあるがために、人が公然と、大膽にも大罪惡を敢て犯すのである。然しながら、一朝之を禁止するやうになつた曉には忽ちにしてこの罪惡を行ふものがなくなるに相違ない。之を行ふものは國法上の罪人となるのであるから、隱密に行ふの外はない。行うにしても戰慄しつゝ行ふが故に、盗賊を働くと一般である。斯くて國家人心の向ふ所が異つて來る。風敎は之れがために起り道德は必ず擧る事決して疑ふの餘地がない。或は曰はん、斷行する時には、姦淫、强姦等が行はれ、從つて家庭を亂るに至るべしと、こは只杞憂に過ぎない。

三

國家が一方では倫理破壞の行爲を公許して置いて、風敎維持、道義振興策を講ずるも、何の得る所かあらん。公娼を禁ずれば强姦等が行はれて、國家に一大事が起るかのやうに吹聽する者等は、つまり罪惡を分量的に考へて、一方で減つてもこの減つたのは消滅したのでなくて、他の方面に必ず現はれるものである。罪の分量を一定不易と見て、罪惡てふ、精神的、道德的性質のものを、物質的分量的に考へてしまうのであるからかゝる間違つた事を考へるやうになるのである。若し公娼を廢すれば、强姦などの犯罪者が出來るとするならば、國家が之を嚴罰に處するならば、必ず其跡を斷つに至るであらう。只空想的、杞憂を捏造して人權蹂躪、風俗壞亂の源である公娼を廢止せないと云ふのは實に云はれもなき悖理極まる始末と云はねばならぬ。又或者は「公娼は、花柳病豫防上必要なものであるから、廢止することは不可い、」而してなほ曰く「廿世紀文明の醫術及び衛生法に依りて檢黴驅黴の完全なる方法を採り居るが故に決して花柳病を他に傳染するの憂はない」と。然れども今日の醫學上から、之を見る時には決して之を防ぎ得るとの確信を持たないのである。この事については昨年京都廓淸會支部發會式の席上で愚見を述べ當時の「廓淸」誌上に載せた事がある。それで余はこれについ

てはないが、公娼は花柳病の蔓延侵害を防ぐ事出來ないのみか、却つて家庭に花柳病を注入する源泉となつて居る。故に若し公娼を以て花柳病を防ぐ事が出來ると信ずるものは花柳病を買ふところのものである。一歩ゆづつて公娼設置は花柳病豫防上多少の効果ありとしても、謂はゝ之れは只だ一部の遊冶郎のため、下劣なるものゝために、同胞姉妹を亂倫淫慾の器となし、餌となすのであつて、蝦を以て鯛を釣ると云ふたらばまだ聞えて居るが、生きた人間を以て虎狼をつるに等しき仕業である。人部と人權を褫奪して以て、花柳病豫防の犧牲、下劣なる遊冶郎の色慾の奴隷となさなくてはならないと云ふ筈は斷じてない。之れが豫防法としては、他の方法を畫策しなくてはならない。

四

花柳病傳播の媒介となるものは、獨公娼ばかりではなく、却つて私娼と稱する種々雜多なる名目の下に賤業を營んで居たる酌婦、藝妓、其他曖昧屋に居る女達に多い。其數は公娼の數に數倍する程多いのみならず、危險も數等之に勝るのである。尙又此の傳播は與つて男子、即ち色魔の遊冶郎の効に多い。夫れ故公娼ばかりの檢黴をやつたにした所が、到底花柳病豫防の目的を達する事は出來ないのである。されば公娼設置を以て花柳病の蔓延を防ぐと云ふ論は立たないのみか、公娼の檢黴驅黴なるものは其の一部分に止まる上に、藥劑の力、財力の事情等の點よりして到底檢黴も驅黴も、外部的、形式的に止つて決して完全に遂行されて居ない。檢黴とか驅黴とか唱ふる美しき形式は、却つて人をして安心して敢て此の恐るべき危險を侵さしむるの愚を演ぜしめるのである。吾人は根本的方法を立てなくてはならない。玆に於ては公娼廢止論は、確乎たる基礎を有して居る。

根本的方法と稱するのは、第一に色慾を制せなくてはならない。これ迄立ち入つて人心の誤まれる傾向を矯正するを要する。古の聖賢英雄等が云ひ殘した思想、言葉を後世の者等が誤り傳へて之が今日の社會に大なる害毒を流して居るのである。自然主義とか煩惱主義とか云つて、之が性慾を行ふ口實として、性慾とは生理的に自然に發する慾望であり、又飢ゑるとか渇くとか云ふ生理的作用と同樣であると云つて、色慾と飢渇とを同樣に考へるのである。古の諸大家等は、性慾の發動をば、飲食の慾同樣に說いて居るが、之は大なる誤であつて、之れから生ずる人々の誤つた思想と云ふものが尠く可き勢力を有つて居る。往々にして大家すらも此の考に荷擔して之を鼓吹したるものも少くない。飲食は一日やそこいらの辛棒が出來るにしても、二日も三日も辛棒する事は出來ないのである。然し性慾は制御すればいくらも辛棒が出來る。飲食は身體の新陳代謝の作用によるのであるから、止むに止まれない。けれども性慾の目的は單に子孫を繁殖すると云ふ所にあるから、之を制した所が、決して、個人の衞生上有害なものでない。それ故に此の民族維持の機關と、日常生活上缺く可らざる飲食の事と同一視する事は大なる誤である。

五

鳥獸の類はさかりと云つて、性慾の燃ゆる時期があつて、色情が此の期間のみ旺盛活動するのであるが、彼等は決して時と所とをきらはず、遂行するのでない。時が過ぎれば卽ち止むのである。これは動物は一般に自然に制せられる、この自然の制御を稱して「天御」と云ふ。動物には「天御」が盛に動くから、動物は性慾のために健康を害したり、生命を危くする樣な事はない。之に反して人間には、自由があるために、一種の天の保護である「天御」が働かない。例へば、鳥獸は先天的に食物を鑑別する力を持つて居て、彼等は卵殼を破り母胎を出づる其當座ですら、有毒物を食はない。人間は經驗に徵し硏究によりて有毒物滋養物の區別を知るのである。それであるから、其食物を取る範圍は實に廣く亙つて居る。動物は先天的に知り得た物の外に滋味を賞することが出來ぬ。人間は此の自由を持つ結果、性慾の亂發となり、放肆となる。自由なるが故に人は敎訓により又自己の節制によりて、凡ての慾に制限を加へなければならない。此の性慾上の制限は一般の結婚の時を以て適當なりと認むるのである。其他に之を行ふは亂倫であり、暴淫である。結婚後と云へども、制慾の必要がある。配偶者は身體上(病氣其他)又は社會上(旅行其他)の事情のために、性慾を滿す事が出來ない事があるにしても、之を制して自己の分限と道德とを守らねばならない。

六

性慾を制すると云ふことは、身體に無害であり、又破倫的行爲でないから、之を他から、强制的に實行せしめても、何の不都合もない。故に以上述べたる所を基礎として第一、國家とし、地方として、風敎緊張のために相當な機關を設くる事が最大急務である。第二、性慾を抑制することの無害を一般に知らしむる事、第三、時所を得ざる性慾遂行の、精神上にも肉體上にも有毒なる事を知らしむる事。第四、性慾を挑發するが如き稗史小說の閱讀を禁じ、興行物を取締り、及び公娼を全廢する事。第五、配偶者以外の性慾遂行者に對してはより一層有力なる干涉をなす事。第六、虛飾を誡め、勤勉の風を起し、家庭の趣味を增進し、夫婦共かせぎをする事(相當なる年配になれば出來るだけ早く配偶者を求めて家庭を作らしめ、而して早く子供を持たしむれば、生活上より、夫婦共かせぎの風を興するに至る。第七、家庭的生活を重んじ、旣婚、未婚の差別を明かにし、旣婚者を尊敬するの風を習はしむる事。第八、賣春の所業は國法を以て禁ずる事、數回に亙る說諭を受けて改心せざるものは感化院に送りて仕事を與へ、職業に勵ましめ、職業を授けて、改心の實の擧る迄留め置く事。第九、遊冶郞、惡少年等も右同樣に感化院に移すこと。以上は余が公娼問題に關聯して起る、社會風敎上の政策に對する感想の一端である。(完)

法律學上の廢娼論

辯護士　西村勘之助

《一》帝國憲法と娼妓

今を去る事二十年も前の事である『横濱ガゼット』に斯ういふ事が出て居つた。和蘭の建築師と英吉利の政治家と、獨逸の軍人とが三人打揃つて萬里の長城を見物した。當時未だ支那は敢て虎視眈々といふ概こそなけれ、眠れる巨象として彼が一度激怒し其偉大なる牙をならして咆哮する事あらば、東半球は嘗て疾風の如き蒙古の鐵騎に震駭せしめられた樣に慴伏せざるを得ないであらうと迄恐れられてゐた頃であるから、萬里の長城も亦從つて埃及の廢墟に對するやうな、人生興亡の跡に轉た哀愁の感慨を懷かしめるが如き事なく、却つて淸國をして九鼎大呂の重きをなさしむる材料となつてゐたのであつた、で此三人共之が二千年の昔に於ける工事かと只管歎欵してしまつた。併し乍ら此三人が感じた所は各異なるものがあつた。和蘭の建築師は自國の堤防を聯想したる感慨を起した。元來和蘭といふ土地は海面より四五町も低いので海岸には素張しい堤防が築かれてゐて、年々莫大な堤防費が支出されてゐる。そこで此建築師は自國の堤防も此長城のやうな大袈裟な大工事を起す事が出來たなら、年々心配する必要もなくていゝだらうと考へた。英國の政治家は又英國と佛蘭西との間にあるドーバーの海峽に鐵橋を架する事は、空想の如く考へられてゐるが、此萬里の長城に比すれば何でもない事だ、そうして大陸と英國とを陸續きにしたならば英國發展の上に如何に偉大なる効果を奏するであらうと考へた。獨逸の軍人は此の如き長城が佛蘭西と獨逸の國境にあつたならばと歎息したといふ樣な事が書いてあつた。公娼問題に對する私の態度も亦、此例より免れる譯には行かない、餅屋は餅屋であるから、私は汁律家として憲法上から廢娼論を唱道して見たいと思ふ。

憲法とは英吉利法系の國に云ふ所のコンスチチユーションにして卽ち立憲政治の根本規定である。而して此憲法なるものが各國に行はれる迄には少からざる星霜と、非常に高價なる犧牲とが拂はれてゐるのである。ルイ十六世當時の佛國にしても亞米利加の獨立戰爭にしても、近くば支那の革命に鑑みても、國民の權利義務を完全に得やうといふものには幾度か血汐の川が流れ、屍の山が築かれた。立憲政治の後進たる

我國はそれ等に比すれば最も簡單に憲法を制定した。從つて條文は誠に結構なものであるけれども、國民の權利義務に關する思想が果して此憲法の精神と一致するだけに進んでゐるか將た又行政官廳の施政方針が憲法の精神に矛盾せざるかどうかは甚だ疑はしいのであつて、形具あつて實之に副はざるものがありはしまいかを思ふのである。

憲法の第二章には、臣民の權利自由が保障されてある。詳しく云へば兵役納税の義務から、居住移轉の自由、集會結社出版の自由等が定められてある。卽ち日本臣民は憲法第二十二條によつて居住移轉の自由を有してゐる筈である。私が聊か論じて見たいと思ふのは此點である。

〈二〉違憲の省令を排斥せよ

今日多數の人は、法律々々と云つて廣い意味に用ひてゐるやうであるが、法理的に云へば法律とは帝國議會の協賛を經て、天皇が之を裁可公布し給ふ所の規則である。勅令閣令、省令、府令、縣令、警視廳令等色々あるけれども、眞の法律は議會の協賛を經た規則のみである。於此私は娼妓の境遇を顧る必要に到着した。娼妓は果して憲法に制定せられたる權利自由を有するや否や、私は之に對して否と答ふるの外はないのである。彼等は内務省令卽ち法律にあらざる娼妓取締規則なるものによつて、憲法によりて與へられたる居住移轉の自由を奪ひ去られたのである。

一體居住移轉の自由とは如何なるものであるかを一應略說する必要がある。居住の自由とは、己れの意の欲するまゝに何處にでも居住する事を得る權利であつて、移轉の自由とは國内にても海外にても世界中何れの所へでも任意に移轉し得る權利である。而して之を制限し得る場合は又法律に規定されなければならぬ、卽ち海外移民法とか傳染病豫防法とかいふやうなものが其一例である。又自殺を企つる者であるとか、風癩病者であるとか、或は泥醉者であるとかいふやうな者に對しては、警察署に一時監禁して適當の處置を取る爲に行政執行法といふものが制定されてゐる。此の如くにして日本臣民は前述の如く、法律の規定に依る制限以外に於ては妄りに住居移轉の自由を犯さるゝ筈はないのである。

然るに娼妓取締規則第七條には

娼妓は廳府縣令を以て指定したる地域外に居住することを得ず
娼妓は法令の規定若くは官廳の命令により又は警察署の許可を受くるに非ざれば外出することを得ず、但廳府縣の規則により一定の地域内に於て外出を許す場合は此限りに在らず

とある。如斯にして内務大臣の作りたる娼妓取締規則は、憲法第二十二條の大原則を制限する樣に爲つた。法律の明文に從つて居住移轉の自由を制限したとしても國民は之に對し擁護救助の爲に力を致すべきであると思ふ。況んや此違憲の省令に對しては一層強い理由を以て排斥すべきではあるまいか。行政執行法第三條第二項に「風俗上の取締を要する業を爲す者の住居其他の制限は命令を以て之を定む」と云ふ規定があつて此規定は學說に所謂法律委任であつて詳しく云へば行政執行法と云ふ法律が「風俗上の取締を要す

る者の移轉の自由を制限する事」を內務省令等の命令に委任したるものなれば內務省令で娼妓の移轉の自由を制限するも差支がないと云ふ論者がある。

併し法律委任と云ふ事は我憲法の解釋上認む可らずと云ふ有力なる學說がある。假に法律委任と云ふ理論を認めるとしても行政法第三條二項の如き規定は之を法律委任と云ふ事を得ない、法律委任は命令を以て憲法の規定に例外を設けるのであるから其場合を制限し明確に規定する事を要す前示行政執行の規定の如き茫漠たる規定を以て法律委任とする時は郡長島司等の命令を以ても憲法に規定する權利を制限し蹂躪する事が出來て折角の憲法も壓制政府の爲めには何の用も爲さない事に爲る。

（三） 自由民權の思想と娼妓に對する思想

私は娼妓制度に就て多少其沿革を調べて見たが、太古に遡れば日本も歐羅巴も大體に於て同じ樣である。古い歷史も繙いて見たけれども纏つたものとてはなかつた。バビロン邊りから以來は多少明確な記事が現はれている。古昔邪神を崇拜した時代に於ては迷信の餘り兩親が可憐可愛の少女を寺院に於て神に捧げ墮落僧侶の自由に委ぬるを以て神に仕ふる道と考られたる事あり此の如くにして寺院は淫風の養成所と化したりしが此弊風は後にカルデヤより小亞細亞、チベルス希臘、伊太利と傳はり行き此等の諸國に於ては其形を一變し遂に宗敎に關係なき後世行はるゝに至りし賣淫なるものを生ずるに至つた是實に歐大陸に於ける賣笑婦の濫觴である。此元始的時代に於ける賣淫の狀態を探知するに今日の如く節操の代償として一定の金錢を與ふることなく男子が女子の歡心を買ふ爲めに種々なる品物を與へたが、貧困なる女子は贅澤品などを貰ふより衣食に必要なる物を受くる事を喜び且つ女子より進んで其贈與を請求する樣に爲り後に通貨制度が確立して以來は通貨を受くるを最も便利なりとし之を情夫に請求するに至りしより愛情を賣買する樣な形を作るに至つたのである。

希臘の文明を受け繼だ羅馬に於ても賣淫なる惡風が行はれて居たが、外國の婦女殊に奴隸の婦女に對してのみ賣淫を默許して居つた。故に賣淫は奴隸の婦女の專業であつて若し自由民が賣淫すれば奴隸同樣の取扱を爲した。此の風習は近く十八世紀の中葉まで續て來て、奴隸廢止以後に至ても巴里に於ける賣笑婦に對する警察官署の取扱振りは、矢張り奴隸扱であつたと云ふ事は一寸面白い事例である、御承知の通り佛蘭西人は極端なる人權を尊重する國民である、之れが爲めに路易の王朝を倒して共和國に爲たと云ふ位馬鹿に人權を尊重する國であるから、少しでも自由、權利を制限するには八釜しい法律の規定を設けなければ爲らぬ。然るに賣笑婦に對しては其自由を制限するに法律に何の規定もないのに拘はらず、警察官吏は勝手に賣笑婦の身體の自由を制限するも人之を咎めず、行政法學者は之を行政法上の慣習に基く警察作用なりと謂つて看過して居る。是れは丁度我德川幕府の

末に於て闘左衛門に女郎屋の取締を一任し、娼婦に普通人間並の取締を爲なかつたと好個の對照ではないか。

《四》、賣淫業を公認する自由如何

我國の中古以前に於ける賣淫婦の狀態は記錄に依て之を確むる事が出來ぬから、取立てゝ云ふ事が出來ぬが、中古以來は傾城、夜發、總嫁、夜鷹、立君、辻君と云ふ名稱が諸書に散見せらる、又京都では大夫と云ふ名稱がある大夫は官名である、何故賤業の女子に此の如き名稱を附するに至りしか一寸奇妙な感がするので古書を調べて見ると、東陽史と云ふ書物に其說明があつた。

天龜元正の頃、須阪の傾城に歌舞の妙なるがありしを上皇召して叡覽を給はんとせしが無官にては如何と云ふ議あり假りに男子に擬らへ丹波大掾藤原吉政と名けしより大夫の名起る云々。

右の樣な名稱を以て播磨の室津、周防の室積、備後の尾道、津の國の江口、神崎抔に遊女が蔓延して居るの事實は慥であるが、當時の記錄が存して居ない爲に詳しい事は分らない。遊女に關する記錄が備はつて居るのは德川時代以後である。德川時代に於ては遊女保護政策を採りたるが爲め人身賣買は之を公許したるのみならず、密賣婦は成るべく之を遊女と爲す方針を執つた。德川百箇條の第四十七條に隱賣婦及び踊子(藝妓)にして隱賣したる者は三年間新吉原遊廓に取らせ遣はし遊女(娼妓)と爲すべしとあるが如き其一例である。

然らば何故に德川幕府が遊廓獎勵政策を取りたるやと云ふに私の考へでは左の如き理由に基きたるものと思ふ。

德川幕府は、三百諸侯の妻子を人質として江戶に拘置して時變に供へ又參勤交替なる制度を設け諸國の大小名をして三年毎に花の都に仕勤せしめ其諸國より隨從し來る武骨一片の武士共を遊里に誘ひ、華奢な輕薄な淫靡な惰弱な魂に入替しむる骨拔政策として娼妓の獎勵を見るやうな奇怪なる現象を呈するに至つたのであるが、此政策は巧みに効を奏して三百年の太平を謳ふ事となつた。併し乍ら外樣强骨の諸侯を軟化せしめんが爲に作つた此娼妓制度は又同時に自己の隨身の武士をも骨拔にしてしまつたのである。精銳を以て誇つた旗本八萬騎が成れの果ては果して怎うであつたか、僅に若干の彰義隊の墓が上野の森に名殘りを止めてゐるに過ぎないのである。そは兎もあれ、賣笑なる事實は人文史上に並行して、其根蔕する所は極めて深く、容易に之を滅盡する事は出來ないのであるが、賣笑の事實あるが爲に之を公認せざるべからずといふが如き理論は成立すべきものでない。果して然らば憲法上の明文に悖るも之に居住移轉の自由を奪ふの理由は如何といふ事になるのである。公娼論者は風俗を害し衞生上の危險あるがためなりと答ふるであらうけれども然らば之を防ぐが爲には何故之を營業として公に認め、稅金を徵して醜業を公許しなければならないかと、反問したならば何と答ふるのであらうか。善良なる風俗を害し、衞生上の公安を損ふ者ありとせば文明的の法規に依て其取締を爲すが立憲政治の眞髓

であり、又正義の觀念にも順應するのである。

《五》賭博公許と賣淫公許

歐羅巴にモナコといふ人も餘り知らない小さな貧弱國がある。佛蘭西と伊太利との國境に介在しておつて、其廣袤僅に日本の中に三ケ國の面積を合せた位な、つまり四國よりも小い國で、寒い山間の避地であるから農工業といふやうな産業などは更にない。國民の生計は何によつて營まれるかといふと、此國には官營の一大賭博場がある、國民は此賭博場のお客樣によつて生活するのである。而て其賭博場は宮殿の樣に莊麗雄大なる建築であつて、軍隊と警察との護衞の下に若干の入場料と税金を拂へば何人も自由に入場する事が出來るので歐洲各國の遊民が入込んで日夜盛んなる賭博が行はれてゐる、此國の財政は此賭博場の入場料と税金によつて支辨せられてゐるのである。人間の賭博心が到底絶つ事の出來ないものであるからと云つて、此野蠻國モナコのやうに公許したらばどうであるか、議論は丁度此通りである。況や賭博と公娼とは其反倫理的たる點に於て同日の論ではないではないか。して見ると如何に法律萬能主義の國であつて法律を以て規定すれば如何なる事をも爲し得ると假定しても、賭博の公許が文明國の體面を傷ける以上に淫賣の公許が文明國の體面を傷ける事は火を睹るよりも明で、文明國の政府たる事を自信する我當局者は何故賭博の公許を拒む事を知つて賣淫の公許を拒む事を知らざるか余輩の最も怪疑に堪へざる所である。

以上は理論の上から廢娼を論じたのであるが、眼を轉じ國民生活の實際に就て觀察するも廢娼論を唱へざるを得ない理由がある。惟ふに明治五年に大政官布告第二百九十五號によつて年期奉公等一切の人身賣買を禁じ、金錢の貸借があつても訴訟は取上ないといふ達しが出て、人身の自由を之に依て恢復した筈であるが、之は丁度其頃行はれた歐羅巴の奴隷解放に習つて文明國風の形式を整へねばならぬといふ考位で斷行したに止まり、眞に國民の自覺が伴つた結果ではなかつたから、女郎屋を貸座敷と改名し、娼妓は部屋を借りて出稼するものといふ風に規則を作つたが、實際は依然として多額の金で身を賣り、前借金が濟まない中は自由の身になれないそして其前借なるものが殖える事はあつても減る事のないやうに樓主が仕向ける、一例を擧げて云へば病氣をすれば借金が増し着物を着ても借金が増し、借金々々で身動きが出來ない、だから着物と云つても見世付やお座敷に出る時の外は粗末な衣類を纒ひ、食事は一日に二度で、それも極めて粗惡なものだから客にねだつて辛うじて夕餉にあり付くと云ふ樣な次第である。衣服を新調する時の如きも一反精々八十錢位の浴衣を親方から買つて貰へば二圓三圓の借金につけられる。又病氣をすれば醫藥の費用も二三倍額を以て借金となり借金の嵩は増すばかりであるから年期で來ても足を洗ふ事は出來ず終世自由の恢復は覺束ない、故に形に於ては兎もあれ實質は昔の儘の奴隷の狀態である。否奴隷よりも一層慘めな境遇にあるといひたい。奴隷とは英語のスレーブ獨逸語のスクラ

トベルで、人間が牛馬同樣に驅使勞役せしめらるゝに過ぎないが、娼妓は其强要せらるゝ所が手足の勞働にあらずして、人世の最も尊重すべき、そして最も恥辱とするところのものであるから、奴隷猶忍ぶ可しとするも、此娼妓に至つては人道上斷じて許す事の出來ない問題であると云はねばならぬ。

（六）居住移轉の自由を與へて內密に取締れ

反對論者が公娼制度を主張する要點は大要左の如きものである。曰く、賣淫は人類の生理上到底撲滅する事の出來ぬものなれば國家は之を公許し娼妓を一定の場所に收容し病毒の傳播を豫防し同時に風俗上の取締を勵行せねばならぬ。故に結局に於ては西洋の密賣淫も我邦の娼妓も大なる差別はない云々。是は大なる誤解である。私を以て見れば彼我の間には(第一)國家が監督する形式に於て區別あり(第二)娼妓の身體の自由並に居住移轉の自由の有無に於て大なる差別がある。

(第一) 若しも檢黴に依て病毒の豫防を爲し得るものならば檢黴するも宜しい監札を與へ置く事が取締上都合宜しくば夫れも宜しい、乍併賣淫を一種の職業と公認し營業税を徵收し一般の營業同樣に之を營ましむると云ふに至ては同胞國民の體面を傷ける事甚しきものである。殊に暗黑裏の恥辱を社會の表面に晒し人類の性慾上避くる事の出來ない陰私を公々然と取締るが如きは野蠻時代の遺習たるを免れない。夫れ故賣淫婦監督の形式は默許式として裏面より內密に取締るを可とす。獨逸の伯林に行つて居る取締法を略言すれば警察官廳に於て賣淫婦と認定したるときは一定の注意書を下附す而て其注意書には(1)警察監視の下に立つべき事(2)一定の時期に檢查を受くべき事(3)客が黴毒患者たる事の著しき狀況あれば之を拒絕する權利ある事(4)又能く衞生上の注意を爲すべき事並に其方法を記載す、此外警察は消極的に且つ內密に取締を爲し風紀を亂さしめぬ事を計ると云ふ」此の如き取締法は我國に於ても適當なる取締法と思ふ。

(第二) 我國の娼妓は前に述べた樣に娼妓取締規則と云ふ規則に依て警察署の許可を得ざれば貸座敷以外に外出する事を得ずと定めて先づ娼妓の身體の自由を剝奪し又廳府縣令を以て指定したる地域外に住居する事を得すと定めて所謂、居住移轉の自由を制限してゐる公娼論者は如此規定は風紀を取締る上に於て必要なりと云ふも實際に於ては娼妓の身體を拘束し以て樓主の利益を計るものにして、其結果は娼妓を奴隷以上の苦界に沈淪せしむるものであるから、國家の體面を保つ上に於て、將た又た娼妓たる個人の地位を救濟する爲めに、公娼制度の廢止を絕叫せざるを得ないのである。

終りに臨んで來聽諸君に一寸御別れの辭を御耳に入れたい夫は來聽諸君は今夕の會合を緣として廢娼問題に盡力せられん事を望むと云ふのである。

願くば諸君は進んで吾々と共に公娼廢止の爲に力を盡し、人道の全きを圖らるゝ事は、諸君が人間の人間たる道を守る所以であると思ふ。

賣淫論

警視廳第三部長
醫學士　栗本庸勝氏演説

左は國家醫學會に於ける講演の筆記にして校閲を經ず文責在記者

（一）賣淫の定義

私は賣淫論と題し、賣淫に關する諸説を御紹介して、賣淫其物の大に研究すべき價値ある事を述べて見たいと思ふ。

元來此賣淫といふ言葉は、獨逸語のプロスチツーチオン(Prostitution)に當るのであつて、此語の本來の意義は「前に置く」即ち自家を提供するといふのである、自己の身體を犠牲に供するといふ事である、それが營業的であると將非營業的であるとに關らないのであつて、極廣い意味に於ては廣汎たる言葉なのである。併し之を賣淫なる言葉によつて譯すれば、代價を得て淫を賣るといふ事になるのであるが、定義の根本はさうした狹い意味にあらずして、身體の或物を提供するものは皆プロスチツーチオンなのである。

賣淫に關して最も良き解釋を與へたるものは佛蘭西のパラン、デユシヤテレート(Parent Duschatelet)である。氏は(一)醜行を提供する事實が著明で、且屢々反覆せられたる場合、(二)廣く世人に提供すると認定せられたる場合(三)醜行の爲に罰せられたる事ある婦人たる時(四)醜行の現狀を認められたる時(五)警察官署に於て明にせられたる場合、これはすべて賣淫也と云つてゐる。此意味に於て今日の娼妓即ち公娼も、密娼即ち私娼も亦之に入るのである。

同じく佛人レイ(Rey)氏の解釋は、報酬を得て何人たるを問はず自己の身體を提供するのは賣淫であると説いてゐる、即ち此定義に從うと(一)對手の誰たるを問はず(二)報酬の必然なること、の二條件だけであるけれども、今日にてはデユシヤテレートの樣に反覆行爲を認むる事に一致してゐる。

獨逸のシユランク(Schrank)の解釋はも少し良くなる、氏は、賣淫は人の身體を使用する醜行營業なりと云つてゐる此説中には同性の賣淫(Hama sexell)即ち雞姦の如き、或は女子と女子との賣淫をも含むのである。

以上の説明によると、性慾による好淫よりも一層金若くは其他の收得によつて行はれるのが賣淫であるといはねばならぬ。けれども賣淫の中には俗にいふ獸慾(戀愛外の)所謂ビルデービーベーとプロスチツーチオンとの限界の立てられぬ場合がある。太古の人民にあつてはビルデービーベーが行はれる、そして續行賣淫の形式を供ふるに至つて歴史が生じ、限界が面倒となるのである。故に單簡に賣淫の發達に就て種類を擧げるのは却々困難である。プロスといふ人の分類

により其他の學者の說を參酌すると、今日に於て正婚外の性交は賣淫といふ事が出來るのである。併し乍ら此場合に於ては正婚外の性慾は反撥せられねばならぬのであるから、野合との間に幾多の中間物が存在してゐるのである。左に少しく略述せん。

(二) 賣淫の分類と發達

(一)昔或人種は婚姻せんとする時、國王又は官吏に對して破瓜を受けた、そしてそれを女子の名譽として居つた、併し之は賣淫の中に入れるのが不當に思はれるのは、回數が唯一回である事である。之に類似の例としては

(二)南洋の或地方には或僧侶があつて、神の下に立つてゐるといふ信仰のもとに、其僧侶から破瓜を受けるといふ人種がある。此等は反覆するから賣淫と稱する事が出來る。

(三)接待賣淫、と唱ふるものになると餘程接近して來る。之は自分の尊敬する客に接待の意を以て娘とか其妻なり妹なりを賓客に提供するのであつて、此場合の命令者は夫自身である。賓客は之を辭退すると失禮になるのであるが、今尙南洋に此風習がある、ヒマラヤの西や西比利亞の一部にもある和蘭の一僻村にもあるといふ事である。

(四)神聖賣淫、宗教的賣淫、或は祭禮的賣淫ともいふ、之は遠くバビロンに行はれ、希臘に傳はり、ポンペイには今も尙殘つてゐる、それは殿堂の踊り子、日本の巫女のやうな者が參詣者の希望によつて身體を提供し、お賽錢を貰ふのであるが、これ等は確に文明國の賣淫の萠芽であると見る事が出來やう。又婦人が神を尊敬する目的から、一般の男子に提供することがある、或は又尼僧が之になる者もある。此場合には寺は今日の妓樓のやうな有樣となるのである。之に類似したものが小亞細亞にあつた、希臘にもあつた。一定の祭日には男子の所有物となり、報酬を受くるのも受けぬのもあり、野合もあるといふ戀愛的祭禮なるものがある。亞米利加の一部が亞弗利加にも此風習が殘つてゐる。獨逸にはナルレンフエスト、馬鹿祭或は驢馬祭といふものがあつて、變裝して男女相戲れる、恰度我國の盆踊りのやうなのがある。これ等は限界が困難であるが、一種の野合である、ビルデービーベーである。

(五)配偶式賣淫、これは一種の婚姻的賣淫で、茲に至ると今日の神聖視してゐる結婚といふものも、歷史上から見ると面白いものとなるのである。結婚にも昔は賣買結婚、掠奪結婚といふやうなものがあつた。今日は文明國では大概一夫一婦であるが、一夫多妻の所もあれば一妻多夫の所もある。動物の中にも色々あが。又未開人の中には一人の婦人に接して同棲するが屢々交換される、愛情がなくなると路傍の人として顧ない、これ等は寧ろビルデービーベーであるが、愛情の冷却しない間は男子に養はれるといふ報酬があるから賣淫に入れる說がある。が斯うなると限界が判明しない。

(六)妾、めかけ即ちコンキユーバイン(Concubinat)も亦勿論賣淫の一種である。

（七）其他―― 希臘には校書といふものがある、軍人が戰場に行つて歸ると此校書を買つて樂しむのである。夫人は子供の發育をしてゐるといふ有樣であつて、此校書は無論報酬を取るのであるけれども、自分の嫌ひな者には接しないといふ特長があつて、恰も日本の白拍子に似たところがある。次は

（八）眞正の賣淫（Gewesbsm Prostitution）である。之は全く報酬を得る者であつて、專門的と副業的の二がある。

（三）賣淫と人生の關係

斯くの如く賣淫成立の由來を考ふれば、實に多種多樣であつて、推移の狀態も略之によつて明になつたらうと思ふ、我々は今日の神聖とする婚姻と賣淫の關聯したる經過を考へないならば、其結果は片務的となるのである。然らば賣淫の起因濫觴は如何といふ事になるのであるが、生理的關係といふ一言にして盡きると思ふ、人生の最も大切なる慾は性慾である。人類の大切な根本慾には食慾と性慾の二がある、食慾によつて身體を養ひ、性慾によつて種族を繁榮せしむるのであつて、人事人生の原動力之に因りて發する。然るに性慾の結果としての惡の方面のみを觀、大切なる他の半面ある事を思はないならばそは實に大なる錯誤に陷つたものである。卽ち性慾の神聖なる一面たる婚姻配偶のある事を忘れてはならぬ。而して此正婚が我等の期する如く行はれないのは、未開の人民にありては自由に自己の性慾を發揮し、其赴くに任じたのであるが、人類の發達に從ひ形式が良くなると共に益々複雜となつて、滿足の困難を生ずるからで、此性慾滿足の缺陷から賣淫が生れ、日を追つて熾盛に赴くの傾向を示し、更に之に伴ふが大害惡たる花柳病は益々猖獗を來すに至つた。此點に就ては實に寒心に堪へないのであるが、さらばとて之を絕滅せしむる事は不可能の事で、諸大家の說を述べて見よう。

アウグスチヌス（Augustinus）は『賣淫を廢すれば社會の秩序が紊亂す』と說いてゐる。トーマス（Tomas）氏は『都會の賣淫は宮殿の圊圂に等し、圊圂なくんば宮殿は惡臭の地とならん』と云ひ、皮膚病の大家カーポシー（Kaposi）氏は『賣淫とは正婚外の性交を遂げんが爲に起れる文明史上の事實也』とて、歷史上より賣淫の沒却す可からざるを說き、衞生學の泰斗ピストル（Pistor）氏は、『賣淫は絕滅し難し、限界を定め領域を定め惡疾の蔓延を防ぐべし』、と論じ、或人は『之は社會國家上の問題にして道德宗敎衞生のみの問題にあらず廣き範圍に於て論ぜよと述べ』、又或人は『人は人なり』、と曰つて神ではないから不得止現象であるといふ事を含めてゐる。

賣淫と人生との關係は大體に於て說明し得たと思ふ。賣淫は實に都市繁榮の別產物であつて、僻村には減少の傾向がある。我國と西洋と比較すると、西洋に於ては妓樓が減少するかはりに一種の公認賣淫が起つてゐる、と同時に密賣淫が盛んに增加しつゝある。我國に於いてもやはり此の例に洩れない。

《四》賣淫發生の原因

賣淫には公認賣淫即ち公娼と、密賣淫即ち私娼との區別がある、而して公認賣淫を分つて、娼妓(Bordille)と記娼(Straße)の二種類がある。娼妓は妓樓に居住する者で、我國に於ける制度は卽ち之に這入る、記娼は伯林や巴里などにあるもので警察の閻魔帳に記されてゐるから此名があり、或は登錄娼ともいふ、又自由に市街を歩いて對手を求むる所から街娼ともいふ、要するに娼妓の如く公然たる者でなく、且つ住所の束縛を受けないけれども、警察監視の下にあつて、一定の日には檢梅をも受くるのであるから、實質に於て我國の娼妓と等しく、密娼として論ずるものがあるのは誤りである。

密娼が怎うして多くなるかといふと、之を社會的方面から云へば政府の取締の困難なると、本人の方面より云へば、問題が露骨になる傾向を有つてゐるから熱心にならぬ、といふ此簡單なる理由で密娼が殖える。勿論其一因は男子の增加であるが男子の數より　密賣淫の增加率の方が各國とも大都會に於ては多い、これは男子の側より云へば、

(一)男子よりする需要、之にも二つの種類がある、一は性慾は或一定の時間は男子の方が女子よりも劇烈であること、一は色荒的性交を欲する者ある爲であつて、賣淫を買ふものは孤獨の人に限らず、妻子を有するもの、智識ある者等も好んで之を買ふからである。

(二)文明の產物、社會の文明と共に德操を守り精神を抑壓する事愈々多くして、上意識は教育によりて發達すれども、下意識は反動的に本能を衝動するからで、未開の人は性交を遂ぐる上に於て簡單であつたのが、文明になるに從ひ、種々の方法が考へられ、或は器械を設けるとか、舞踊であるとか歌曲であるとかいふ樣な刺戟を用ひ、遂にはマソヒズムとかセキスアルレーベといふやうなものとなつて、益々危險の狀況に陷り、內外の原因によりて增加を見るのである。

更に賣淫者自身の方から視たる原因に就ても、從來學者の研究したる所としては、先づ第一にロンブロゾーの學說と、露西亞のハルノースキーの實驗である、ロンブロゾーは

(一)先天的變質、賣淫を以て先天的變質とし、一種の背德狂、道德上の白痴、色情の錯誤、倫理思想の缺陷によるとし變質の徵候としては齒牙の狀態毛髮の狀況等色々なる點を列擧した。併しロンブロゾーの最初の意氣組程に事實はないといふ反證が擧つて來た、低能者を賣淫の境涯に六ケ月間入れて置くとロ氏の擧げたやうな變質の狀態を表はして來る。筋の緊張を失ふ、聲を粗大にして男らしくなる、男子に扼さるゝ爲首が大くなり、男子を扼するから腕が大くなる、つまり境遇の結果、後天的の者がある事が證明せられた。リツペルトは、賣淫した人間は斯ういふ顏して、眼をぎら〳〵廻轉し口其他咀嚼機關が强く發展し、前額が平になり、後頭部が後方に突起し、皮膚の光澤を失ふ、皺襞を表はし、毛頭は少くなり、頭部は禿頭を表はすと書いてゐる、之は一面には生活狀態であるが黴毒の結果もあらうと思ふ、要するに先天

的と限る事は出來ない、ロンブロゾー氏も、遂に凡ての賣淫婦は先天的に限らぬ、機會があつて誘因があれば之になると云つて自説を訂正してゐる。

(二)●●●●生計の問題、之に二つの別がある。パンの問題と比較的の困難である、生計の困難といふ事は社會的の問題で、人口の增加、結婚難、女子勞働賃金の低廉等の關係で、社會的問題と賣淫とは密接の關係を有する。併し生計の困難は一時性のもので、之が通過すれば止してしまふ筈である、けれども之が不幸にして大概始めは一時的のものが漸次常習的となつてしまふ、獨逸では一時的は工女に多く、賣淫婦となるものは手内職をなしつゝある者、花賣女、召使、裁縫工等が、一番多い、これ等は先づ第一に地方から出て來て敎育が不充分、世態人情を知らぬ、誘惑に罹りやすい、是非善惡の差別が明瞭でない、變質の人間が多いのと、第二に年少婦人の保護が不充分で、田舍者が偉くなつたやうな考で給仕女となる等が原因である。給仕女は生活は割合に良好であるけれども、直に粉飾の癖を覺える、之に金を要する、第三に怠惰になる、放逸になる不品行が雇主に分れば解雇され、花柳病に罹る、姙娠する、第四に今日の住居問題で、中以下の者は一室に男女十人も同棲する所から、自然に猥褻行爲を習ひ覺え、之を恥とせぬやうになり、遂に營業的賣淫に陷るのである。

(三)●●●●●アルコホールと賣淫、アルコホールのある所に賣淫ありといふ諺の通り、伯林邊りではカッフエーといふ看板が上つてゐるが、カッフエーなどは呑まぬ。シャンペン、ビール、ブランデー、アニミール、ナイペンなど〻云つたやうなものばかり、そして其處には怪しい女が居るのである、アルコホールと賣淫とは密接の關係を有つてゐる。

《五》 公娼と私娼との優劣

公娼の中には所謂街娼ストラーセプロスチッーチオンなるものと娼妓ボルデルプロスチッーチオンなるものとある事は既に述べた通りであるが、其公娼と私娼とどちらが可いかといふ事に就ては色々に議論がある。獨逸では三十三年前に妓樓を廢止した。妓樓は一つの家に押込められるから人身賣買が行はれるといふ弊害と、も一つは人權問題として婦人の反抗運動によつて廢止を見るに至つたのみであつて、代りに記娼が置かれた。之は自由に居住せしむるけれども、秘密に鑑札を與へ一定の日に秘密に檢梅を行ふやうになつてゐる、ハンブルヒの如きは娼婦の町がある、一定の町に限り住ましめるといふやうになつてゐる、巴里やウインナは娼妓も僅乍らあり、記娼もある、英國では賣淫を公認せずして密娼のみであるけれども、倫敦のピカデリーなど〻いふ銀座のやうな所に夜になると肩摩轂擊といふ程出て來て風俗を紊してゐる。シカゴにも公娼も記娼もないが十三町目といふ賣淫窟には警官が立つてゐて、それとなく取締つてゐる。我國にも巴里のやうに娼妓の外に記娼を認めるか、或は伯林のやうに全く記娼のみにするか、英國のやうに私娼のみにして了ふ、といふ事は容易ならざる大問題である。

《六》 賣淫の統計

賣淫婦の數は、百萬以上の大都市にあつては人口百萬に就て通常公娼三千人を有し、密娼の數は公娼の十倍乃至二十倍に當つてゐる、故に東京に三千の娼妓があるとすれば、私娼は三萬人乃至六萬人あると云はねばならぬ。然るに事實に於て密娼婦として統計年鑑に表はれるのは五百か六百位にしか過ぎない、けれどもこれは最下等に屬する密賣淫が偶々捕へられて載るのに過ぎないのであるから、勿論學問上の賣淫としては何の交渉もない、東京に於ける密賣淫は少くとも三萬乃至四萬人は學問上からあると推定するのである。

東京に於ける賣淫婦の統計を知るには、娼妓の外にこれと密接の關係ある風俗に關する營業者の雇女を數へなければならぬ事はいふ迄もない、我東京は娼妓を加へて二萬九千九百七十三人ある。其中娼妓は四千六百二十六人であるから。他の例を以て見ると東京は四萬人の賣淫婦がある筈である。即ち巴里ではラッサル氏の統計によれば約十萬人と云ひ、マキシム氏の計算によれば十二萬人と唱へてゐる。伯林はストレンベルヒ氏の計算では五萬人、記娼が五千人であると云ひレッセル氏は二萬人と稱してゐる。倫敦はストレンベルヒ氏の計算によると七萬人であると云つてゐる。

次は密娼の場所であるが、各國とも大概同一で、歐羅巴の狀態は、女給仕人のゐる擂球場、踊り場、ワリエーテー（見世物）ピンケルヌンケル（詰らぬ芝居）とか、安下宿、部屋貸、女按摩及女主人の咖啡店等で、佛蘭西には燕娼といふのがある。街の角の所を借りて綺麗な姿をして綺麗な顏を見せる。それが恰度燕の樣だといふのである。又巴里にはヅミモンドと稱するものがあつて、裁縫店呉服店と連絡して巴里の流行を作つてゐる、是等は一宵千金といふ高等淫賣である。

《七》 賣淫の害毒――風儀の汚毒

次は賣淫の害毒である。

第一、風儀を汚毒する、そこで此風俗警察上の取締が必要となるのであつて、此點より西洋の記娼と我國の遊廓制との利害を充分考究して見なければならぬ。我國の遊廓を良民の間より分離する名目は甚宜しいが、夫婦相携へ父子相伴ふて夜櫻を見吉原を見物するといふに至つては、最早分離の目的は達せられてゐない。町の中には處々に便所が要る、便所はなくする事は出來ぬ、何處かに置かねばならぬ。我國の家屋は座敷の側に恰度便所がついてゐる、小笠原流か何か知らぬがさういふやうな式で日本人は公然として公娼を置いて恥としない。西洋の風習を模倣しようといふ人は、遊廓に行かず便利に迅速に買はれるものを探してゐる今日の狀況であるが風俗の頽廢を、どういふ形式に於て取締るべきか學者の研究を要するのである。伯林の風俗警察取締規則内に「秋波を送る者は之を罰す」といふ條項があるが、藪睨みを間違へんとも限るまい、伯林の記娼も倫敦の私娼も既に弊害がある、要は我遊廓と弊害の度の比較研究を要するのであつて、止むを得な

い事として捨てゝ置いてはいかぬ、或一定の方法を以て之を堰き止むる工夫が必要である、便所全廢は出來ぬから何處かに一種の安全瓣をこしらへねばならぬ。

（八）賣淫の害毒―花柳病の宣言

第二、**は花柳病の宣言である**、賣淫は直に花柳病の宣言である。娼妓といふものは其内の狹い一の結晶點にしか過ぎないが、有毒といふ事を如何なる程度なるかを知らないで之を取締るのは、敵なきに矢を放つやうなものである。我國の妓樓は無論檢黴を行つてゐるが、他の國の記娼もやはり行つてゐる、我國の方法は獨逸の方法を採つたものである。我娼妓は明治四十二年の全國の調査によると、花柳病（梅毒痳病軟性下疳）は三プロセント乃至四プロセントであつた。然るに密賣淫は四十三年の東京の調査は二十一、〇七プロセントで大阪は二十八、〇七プロセントであつた、卽ち公娼は百人に三人か四人で、私娼は二十七八人である、之を西洋と比較すると、伯林では密娼が三〇%、ハンブルヒ三〇%、パリー三三%乃至五〇%、ウインナは六五%、ペテルスブルグは六八%である。我國の前記の數は極下等の淫賣の少數より得たる統計であるから眞相を捕捉したものではない、以上によつて見る時は密賣淫は公娼の五倍の有毒數を示してゐる、研究を要する事であると思ふ。尚其材料として報告したいのは淺草千束町及其附近の銘酒店其他の雇女で、之はいふ迄もなく賣淫の候補者である、行政執行法十三條によつて常習者ならば檢黴が出來る事になつてゐるが、彼等には承認をさして檢黴を行つた。四十五年六月四日の其第一回の成績は八十四、七%といふ戰慄すべき多數の有毒者數であつた。當局者もまさか之程迄とは思はなかつた、まあ精々ペテルスブルグの六八%位かと思つてゐた所、怖る可き梅毒が宛ら噴火山のやうな症狀を呈して表はれたには、十八年間も檢黴に從事してゐる醫師も愕いたのであつた。もう彼等の組織は瘤の如くなつて知覺を鈍磨してゐた、そこで當局者は之に向つて嚴重なる忠告を與へたのであるが、かくて行政執行法と自衞と相俟つて十二月迄に二十回やつたが、漸次減少して五九%となり、凡ての狀態が餘程良くなつた、檢査は絕對的の效果はないが、敵狀を研究して注意を與へる上に於て元より肝要である、又學問上今日の檢査は考慮を要する餘地があるが。どうしても密賣淫に對しては大警戒を加へる必要がある。併し娼妓が三乃至四プロセントであると云つて安全であると云ふのではない、私は八十四は危險だから三乃至四を買へといふのではない、妓樓から運動費を貰つてゐる譯でもない、三乃至四でも一週に一回の檢黴であるから、其途中は常に危險が迫つてゐるのである。我々は諸君と共に風俗の上からも衞生の上からも善良にして巧妙なる解決方を見出さねばならぬ、私娼を以て命令一下すれば忽ち無くなり、花柳病は底下すると考へるのは誤りである。

賣淫の由來如斯く、社會上如斯重大なる關係を有するものであるから、妄りに斷案を下す事なく、愼重に識者の研究を望むものである。

公娼は道徳の根本義と矛盾す

大阪川口基督教會牧師　名出保太郎

二月廿三日廓淸會大阪支部公娼問題研究會席上に於て名出牧師がなされたる演說大意筆記なり文責在記者

公娼問題について予は廿餘年間研究し來れり。予今日迄での研究の結果公娼制度程日本を害なふ種々なる弊害を持ち來らすものはない、而して公娼は理論上からも實際上からも全然廢止すべきものである、何うしても廢さなくてはならない國を滅すべきものであると云ふ結論に達したのである。

今政府は此の恐るべき國家の敵を法律を以て保護し、且つ檢黴濟みなるが故に安心して買ふべしと保證迄で付けて其上に人民の性慾を挑發せしめるやうに公然と遊廓を設置せしめてある。公娼の盛に行はるゝも一は此の挑發作用によると信ずる。色魔や、色慾に締りのない者共は直ちに買ふ氣になつてくる、金がない、然し制し切れない、盜みをやる、從つて其他の犯罪が伴ふて來る。

公娼の檢黴の如きは實に申わけに過ぎない事であつて、大海に一滴の消毒劑を落すやうなものである。完全に檢黴の方法を實施しようとするならば少くとも一人の娼妓に一人の醫者と一人の看護婦とが付き切りでなくてはなるまい。一人の娼妓は一夜に十人位の客に接するからである。

先頃第四師團壯丁の徵兵檢査の際に於て得たる報告を見るに壯丁の受けたる花柳病は公娼より受けたるものである事が決定されたと云ふ事である。然らば或る存娼論者の口實たる存娼は花柳病豫防の政策なりと云ふ論何處に根據を見出し得るか、又近時政府は頻りに國民の體育を奬勵するのであるが其の一面に於ては公娼に保證を與へて國民殊に第二の國民たらんとする前途有爲の青年に公娼によりて花柳病を注入しつゝあると云ふも不都合はない。公娼を置いたがために國家はどれ丈けの利益を得るのであるか、只だ『罪は國を辱かしめ』るのみで國家は何んの得る所ないのである。政府はかゝる明白なる結果を產み出す所の公娼は風紀紊亂でなく、淫賣は風紀を亂すものとするのであるが、先年東京府下府中町に於て町長の撰擧があつて終に遊廓の主人が當撰した。これを見たる同町に居る一牧師は義憤を起し、孤軍奮鬪惡戰苦鬪の結果漸くにして（一旦認可迄でせるものを）終に辭職の止むなきに至らしめた痛快なる出來事があつた。義軍の強き主張は

終に勝を制することが出來る。櫻根博士は子供の時からよき習慣をつけて置かなければならないと云はれたが、小學校の卒業式や勅語の捧讀迄でが妓樓の主人公によりて司どられてはそれこそ國家の一大事である。府中の一牧師が死を決して義を楯として起つたのも實に當然である。立派である。

當事者の方針では公娼は密淫賣を防ぐ一方法であると云ふのであらうが、公娼の多い所程又曖昧屋が多いとは不思議な現象ではないか。松浦博士の學理上より下された證言は實に我儕公娼廢止運動をなすものにとりては實に百萬の援兵を得たよりももつと心強く感ぜしめる。公娼は人道問題、人權問題上より見れば大問題である。此の傾城なる美名の下に蔽はれてある奴隷の解放は什麽しても斷行されなければならない將來の問題である。此の白首の奴隷が立憲政治下の大正の御代の國土に住つて居るとは驚く可き現象ではないか。歐羅巴にも賣淫業者はあるが日本のやうに政府が公許した官許のそんなものはない。只だ西洋ではそれは下等動物の行く所ときまつて居る。紳士の行く可き處でないと成つて居る。吾國のやうにそんなに公許しなくてならないと云ふ程性慾が自然なるものであると云ふ事を認め且つ自由勝手に之をやるも不都合ないとするならば何故之を公衆の面前で遂げて見ないのであるか。世に惡む可き盜賊ですら遠慮して忍び入つて物を取るのであるのに、此の人權を蹂躙した人道を無視した大罪惡を公然許して公然平氣で買ふと云ふのは抑も何故であるか

吾人は今密賣を云はず敢へて公娼と云ふ所以のものは、今日の社會狀態未だ幼稚にして之れを許さゝるものあると思ふからである。(勿論密賣許すべからず)先づ一番手近にして病根茲にありと思ふ所又今日の社會狀態より推しても當然廢止すべき運命である公娼問題を絶叫し、貸座敷の建て看板を一刻も速かに撤廢せしめなくてはならないのである(完)

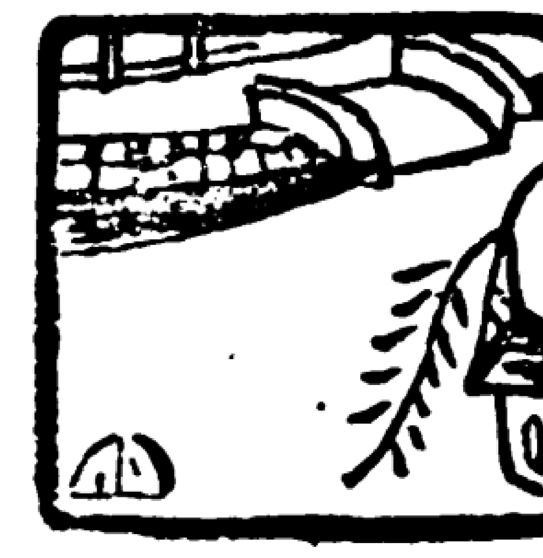
娼妓營業廢止請願書

宇都宮婦人矯風會

本文は片假名を以て書かれたものなれども便宜平假名に改む

宇都宮婦人矯風會會員並に同志等、誠惶再拜して、書を栃木縣知事岡田文次閣下に呈し、謹で閣下が本縣下に於て一律娼妓營業の公許を廢止せられんことを請願す。伏して惟るに國運の隆興文教の隆昌、史乘の存してより已來今日より偉大なるはなし。是誠に天皇陛下聖德の光被する所にして、生れて此際に遭逢す誰か感激報效の念を懷かざるものあらんや。之を以て内に在りては官民志を協せて家國の進歩を計りて怠らず、外に在りては將士敵に對し進み死するも退き生くるを思はず、某等も亦聖代の赤子たるを思ひて、愛國忠君

の至誠に至りては私かに人後に落ちざるを信す。故に帝國社會の現狀にして苟も改善を要するものあらんか、進みて之が爲に傚力を致さんことを願はずんばあらざるなり。抑々社會組織の複雜にして人事の錯綜參差たる須く改むべくして未だ之を克くせざるもの何ぞ一二に限らん。而して娼妓公許の制の如きは醜の尤も大、災害の尤も甚しきもの、世界の一等國たり東洋文明の先驅たる我帝國の一日も其存在を認容すべからざるものたり。積習の久しき深く人の耳目に慣熟して、此の最も早く除去せらるべきもの却て今に迨んで更に衰頹の狀なし、某等誠に邦家の面目のために痛慨せずんばあらず、人道の威嚴のために痛哭せずんばあらず。明治維新の大業始めて成るや、太政官は天下に布達して嚴に人身の賣買を禁じ起えて數年、政府は國際談判を發生してまでも支那苦力を秘露船より解放したり。人道を尊重し人格を維持するは實に明治政府の綱領たり。然るに爾來年を閲すること四十年、帝國は世界強國の伍班に入るを得たるも、其社會を窺へば暗汚の痕猶ほ滅絕せず、娼妓の公許の行はれて人身賣買の實は日に盛なるを見る、某等私に感なきを得ず、今我縣の情狀を察するに、大都通邑はいふを俟たず、苟も聚落驛亭の存する所必ず娼家の軒を列するあり、其傍近の風俗を賊するの甚しき蓋し意料の外に在り。閣下來り治めらるゝより以來、刻苦精勵身を以て下を率い玉ひ、治績悉く擧り萬衆仰瞻す。就中町村靑年敎育の獎勵に至りては實に次代國民の精神の發揮にあり、其閲する所最も大、某等之を下風に聞きて常に感激を增す所なり。然りと雖も一利を起さんと欲せば必ず先づ之を沮害するものを芟除せざるべからず、娼妓輩閭里に横る間は靑年風敎の美は未だ容易に庶幾すべからざるなり。既に之を人道の上より觀、之を社會風敎の上より觀て、娼妓公許は決して一日も存立せしむべからざるなり。然るに世人往々某等を難ずるものあり、曰く公娼廢せらるれば私窩起り、花柳病毒の蔓延得て防遏すべからずと。此等の議論は曾て禁煙令制定の際にも行はれ、現に禁酒問題の上にも加へられつゝある論法にして、狂犬の撲殺を難じて犬撲死すれば盜横行せんといふものゝ類、素より耳を貸すに足らざるなり。假りに論者の說くが如く病毒の蔓延は寒心すべき現象なりとするも、某等の知る所を以てすれば根據ある統計は明に公娼を廢したる後に於て、其地方に於ける花柳患者の數の減少を示せるを奈何にせんや、某等はかくて世人の非難の全く感情上の論にして斷じて顧るに足らざるを信ずるなり。今や國勢隆々として旭日の東天に上るが如きも、深く之を人心に考へ詳かに之を世態に察すれば、優柔の風漸く成り、驕泰の氣既に生じ、風俗日に輕浮ならんとす、速かに救治の策を講ずるにあらざれば邦家の前途誠に憂ふべからずや。娼妓公許を禁ずるの擧は之に於てか現下の最大急務なりといはざるべからず。唯閣下聰明の資、果斷猛決速に縣下娼妓營業の公許を禁じ、內は縣民の耳目を一新し、外は天下他府縣をして嚮ふ所を知らしめ玉へ。某等自ら陛下の赤子たるを思ひ、國家の盛昌を希ふの切なるを以て遂に默すること能はず、謹で所懷を披瀝して之を閣下に訴ふ。尊嚴を冒瀆し恐懼の至りに堪へず、閣下請ふ之を察せられよ、悃懇感激謹で再拜して白す。



艶衣事件

△改正娼妓取締規則劈頭の正式裁判

記者

品川貸座敷三福樓事福田京方出稼娼妓艶衣事茶谷つやが、自由廢業の目的を以て昨年十二月廿八日同樓を出で、數日の後救世軍に投じて其助力により、一月十四日品川警察署に出頭廢業の手續なしたるに對し、品川警察署は改正娼妓取締規則第七條に違反するものとし、同第十三條の二によりて二十日の拘留處分に處したるより、本會及救世軍に於いては、之れ小なる問題なるに似て、實は改正取締規則初頭の問題なるが故に、今後の同則適用の上に惡例を遺すものにして、事は直に全國五萬の娼妓の權利に影響し、本則のあらん限り之が爲にさらぬだに困難なる廢業の障碍となるべきを憂ひ、遂に前號に於て本誌に紹介したる辯護士寺田四郎氏の同情によつて正式裁判を仰ぐ事となつた。

▲申渡當時の事情 此に正式裁判の顛末を記述するに先ち、本人が拘留廿日の申渡しを受けたる前後の事情を記すれば、

本人が救世軍本營より派遣の一士官と共に品川警察署に出頭したるは、去月十三日の午後一時半であり、其より本人は奥の別室に導びかれて、約二時間程は何の沙汰もなかつた。其處で士官から司法主任の警部補某に其成行を尋ねると、「娼妓の逃亡は罰金刑に該當するものなるが、起訴するや否やを定むべき署長の留守中故、暫時待て居られよ」との挨拶、其處で士官は昨年十二月六日の改正娼妓取締規則によれば罰金刑には非ず、拘留若くは科料に該當する、警察即決處分に屬するものなる旨を述べたるに、警部補は士官の説明により、改めて官報を擴げたる上始めて此事を知り、其後更に二時間も待たせて置て所謂取調を行つたのである。

▲取調の内容は何 其處で、二時間に如何なる事が行はれたかを述ぶる必要がある。

警部補は先づ本人に廢業の理由を質れた。而して本人が之に答へたるに對しては、「娼妓稼ぎは元來靜なものだらうが、其は客が好きで登るのだから構はぬ。又其中に放蕩者もあり、主人の金を使ひ込むだ者もあらう。併し其も先方の誠意ではないか。殊に樓主はお前が困つた時に救つて呉れた者なのに恩を仇にして逃亡するといふ法があるか」といふ。其でも本人の意志硬として動かざるを見るや、先づ「其では今主人を呼びにやつた故來てから二人で話合へ、今お前に歸れとはいへず、樓主に廢業させよともいへぬ故、二人で相談せよ」といひ強て公平を裝ひたるかと思へど又「どうしても歸つたらよからう」と歸樓を勸める。斯ういふ流儀の押問答を重ぬること暫時終に「兎に角待て」といひ搖て出ていつた。

斯て愈々樓主の來たのは夕方の六時半頃であつた。

主人は「母が病氣といふので金を借て置き乍ら出位惡いことを爲る女はありません、朋輩の前に示しがつきませぬから、今一先づ御かへし下さる譯には參りませんか」と警部補に歎願する。警官は本人に「どうするともお前の了簡だ、歸るか」と問ひ、「どうしても一日出たもの故歸りませぬ」と本人が挨拶したので、警部補は樓主に向ひ、親戚と相談の上再び出頭すべきことを勸めて歸宅せしめた。

▲愈々廿日の拘留 暫くして樓主は再びやつて來た。

而して警官が立會つて居る眼の前にて恐るゝ色もなく本人に向ひ、「保證人に電報かけたが、明日の

朝は來るから今晩は此方に御厄介になつてお居で」といふ。警察を何と心得て居るのか、不埒とも何とも話にならない。引續いて所謂示談なるものを試みんとしたけれ共結局成立たずして樓主は引戻つた。

交渉の成立たぬを見るや、警部補は直ちに本人に拘留廿日の卽決處分に申渡し士官に其旨を告げた故、士官は本人に面會し「正式裁判を仰ぐ故安心して居なさい」といつて別れた。餘りの暴狀に憤慨したる士官は、翌十四日保證金を提出して本人を引取り、同時に正式裁判申請の手續に及むだ。

▲奇拔なる告發書

品川警察署巡査尾形久之介ノ告發書

東京府荏原郡品川町大字品川步行新宿
四十九番地貸座敷業稲田京方出稼娼妓

明治十九年三月四日生
茶谷つや

右者大正元年十二月廿八日午後八時逃走屆出ニ關シ命ニ由テ內偵スルニ左ノ如シ

一、本人ハ明治四十五年三月一日名簿登錄申請ヲナシタルモノニシテ當時事實調査シタルニ、家計困難ニシテ母ハルノ扶養並ニ先夫渡邊幸治郎トノ間ニ生シタル小兒ノ養育等ニ差支ヘ前借金三百五十圓ニシテ貸座敷稲田京方ニ住込ミ同年三月九日名簿登錄稼業年限六ケ年ニテ爾來稼業中樓主ニ於テ虐待シタル事實ヲ認ムル能ハズ且稼業ニ堪ヘザル故障ヲ生ジタルモノト認ムベキ事實ナシ本人申請ノ當時娼妓稼業ナルモノハ自由ヲ束縛セラレ苦痛ヲ忍ビザレバ到底稼業ニ堪ヘザルモノナルコヲ說論シタルニ進デ申請ヲナシ登錄ノ際モ取締規則ヲ指示シ置キタルモノニカヽルヲ以テ本人ハ既ニ娼妓ノ何タルヤヲ知悉シ居ルモノナルヲ以テ逃走ノ原因ト認ムベキハ前借金ヲ踏ミ倒シテ爲ス手段ニ出デタルモノト思料セラル偶々救世軍ニ投ジテ前非ヲ悔悟シ自首シタルモ情狀酌量餘地ナク寧ロ嚴重ナル處分ノ必要アルモノト認メ候此段報告候也

大正二年一月十三日　品川警察署在勤巡査

尾形久之人㊞

品川警察署長岩田重義殿

▲正式裁判の判決　正式裁判は一月廿七日東京區裁判所で開かれた。

岩松檢事は先づ立て論告を試みられたが、其大意を述ぶれば、「娼妓なる稼業は善良の風俗を害するもの故に省令の法規によりて警察が一定の區劃內に置きて取締を加へ居る次第、其にも拘らず女郞先生がホカ〳〵自由に飛出しては警察も取締上困る故處刑を科するといふのも無理のない話である。併し乍ら其の刑の輕重に就ては考へねばならぬ事あり、被告の如きは目下の境遇として名簿の削除あり既に娼妓に非ず堅氣のものなれば體刑を科する如き必要もあるまじく、輕き科料犯を以て處分あらんことを裁判官に求刑致します」といふのであつた。

續て寺田辯護士が立て辯護を試みられ先づ本人が身賣當時の境遇より、樓主の取扱振に及び、續て其廢業の動機に論及したる最後に刑の適用に就ては、娼妓取締規則第七條に「警察署に出頭の爲外出の場合」云々とあるを引照して、本人の家出が廢業の目的にあるなれば宜敷無罪として然るべき旨を述られたが終に

▲科料二圓の申渡　があつた、右に就て寺田辯護士は不當とし、更に東京地方裁判所に控訴の手續を取られた。

▲西村辯護士の同情　然るに當時廓淸會の演說に出演せられたりし辯護士西村勘之助氏は、本件を聞きて大に同情を表せられ、自ら寺田氏と共に本件辯護の勞を取らん事を申出られたので、救世軍及本會に於ては喜んでお願ひする事となつた。

▲控訴の開廷　二月十九日控訴は地方裁判所に於て開かれた、裁判長は先づ事實の審問をなし、逃走後二週間も廢業屆を出さなかつた理由を糺し、更に西村辯護人の請求によつて廢業の動機を尋ねた、之に對して本人の答へは斯うである。

一人の母親があつて慈惠病院に入院して居つた、病氣が危篤だといふので一目逢ひたいと願つたが、樓主が許して呉れず、遂に唯一人の母の臨終にも會へなかつたこと、そして其葬式料に十圓貸して呉れと樓主に賴んだがそれも承知して呉れず、滿足なる葬式も營めなかつたこと、それから又、昨年中より通ひ來りたる嫖客の母親と妻女とが子供を抱いて三豁樓に來て艶衣に面會を求め、亭主の放蕩より家計は不如意となり、勤先は不首尾となり、家庭に風波が絕えず、困る故、お前の口から異見をして貰ひたいと淚を流して賴まれ、「自分には母もあれば子供もあり、つい身につまされて引請、其夜も恰度登樓してゐた其男にひきあはせ、異見を加へると、男は這麼處迄來て赤恥を掻かせるかとて烈火の如く憤り熟柿の如き臭い口よりカッと痰を吐きかけたる恐しき權幕に、此場は其儘二人を別室に休ませ、酒の醉も醒めたる

翌朝再び呼びて意見を始めたるに、男はまだ居つたのかとて、有り合はせたる硯引寄せ三下り半を書き與へたる始末に、夫婦の間を割き親子の間を斷つ悲歎を目のあたり見て、いとゞしく己れの罪深き所業たるに心づき、堪へ難くなつて廢業するに至つたのであるが、何分一人にては願出ても追返されると聞いてゐる故、恥をしのんで救世軍に賴つたと述べ西村氏は前後の事情に就て在廷證人として伊藤大尉の喚問を申請し、檢事は不必要と認め採用せられず。

▲**西村氏の辯護** に入り、氏は、凡そ人生に親子の情程尊く切なるものはない、それを身は束縛せられて終世の別れを惜しむ事も出來ないといふ程悲慘なるはない、如此事を許しては孝道地に墜ちんと慨し、更に自分の嫖客の老母と女房に泣きつかれ、それが路頭に迷ふ有樣を目擊して廢業を志したといふのは、眞に同情に餘りあり、人情の至誠を表はしたるもので、皆に此心がけがあれば日本の風敎は作振せらるゝであらう如斯は實に奬勵すべき廢業と云はなくてはならぬ。之が偶々法律上の犯罪を構成したのは屆出が遲れたといふ點である。第七條に違背したのではなく、第七條に隨つて外出したのであるが、從來の例によると娼妓一人にては廢業の目的を達する事が出來ない、有力なる後援者を要する處から救世軍に行つたのであるが、純潔なる宗教家に自分の汚はしき娼妓である事を打明くる事の恥しさに、躊躇してつい時日を經過したる者であつて、之を要するに目的に進むには障害物がある故廻り道をしたといふ迄にて、出頭の途中にありたる事は明白である、反意なければ反則なしといふ原則に基き、逃亡の意志なき本人を所罰すべからずと論じ、假し一歩を讓つて犯罪を構成すとしても、微罪として不檢擧になるべきものであると述べ。

▲**寺田氏の辯護** 寺田氏は第一控訴の理由として僅に二圓の科料たりとも理由なき處罰を受くる事能はず、況んや本件は改正規則劈頭の事件にして全國幾萬の娼妓の權利に關する大問題なりとて、更に轉じて德川時代にすら人身賣買を禁じたりとて明治五年の解放令に及び以降の省令警視廳令を列擧して政府の方針は成るべく正業に就しめんとするにある事を證明し、當局官吏が之を誤つて矛盾の行政處分をなさんとするを慨し、娼妓となる動機より再轉して無罪論に移り、逃亡の意志なくして廢業の意志あるのみなる本人を處罰する事あらば、これ折角自由廢業の增加し來りたる傾向を逆行せしむるものにて其結果は恐るべきものあらん、本件は斷じて人道の爲に許すべきものなりと論じ閉廷。

▲**控訴の棄却と上告** 二月廿一日決審、裁判長小川悌氏は、前判決を以て正當とし、控訴棄却の宣告があつた。そこで兩辯護士は更に上告の勞を取られ、愈々控訴院に於て判決例を殘し、幾萬の娼妓の爲に權利を擁護せらるゝ事となつた。上告の公判は四月八日控訴院に於て開廷の筈である。吾人は刮目して本件の成行を見ん。

▲**又又品川警察の處分** 因に記すが、品川警察により二十日の拘留に處せられたるものが、正式裁判の結果僅に二圓の科料（或は無罪になるかも知れぬ。否我々はしかく信じてゐる）になつてまた幾何もないのに、又々品川警察が起訴した事件がある。同地大箸樓の抱若柳事金澤要子が救世軍に賴つて廢業したるを、やはり艶衣事件と同樣の理由にて五日の拘留に處したる爲め、救世軍の士官は保證金を出して伴れ歸らんとしたる所、本人は竊盜、橫領罪の形跡なれば保釋を許さぬとの事に士官は心中非常に憤慨したが止むなく立歸り、翌日も翌日も每日起訴したるかと尋ねに行つたがまた手續中とて要領を得ず、最後の日に愈々起訴し地方裁判所檢事局に廻したりとの事に、士官は早速檢事局に赴き尋ねた處が、本人は警察より回送されたけれども、起訴すべき程の事にもあらざれば直に釋放したとの答であつたといふ事である。尤本人の態度に面白からぬ點があつて、多少感情を害したるやの嫌ひはあつたが、偶々曩の艶衣事件と云ひ、本件の如き五日の拘留に處して保釋を許さず更に檢事局に於て一議にも及ばず釋放せらるゝ程の者を、起訴せられるといふ事が同署にのみ續出した事を遺憾に思ふのである。

日本男子の無作法

河合道子（談）

◎禁烟車をば喫烟室と心得る

今更でもありませんが、私は此頃男子方の無作法についてつく〴〵感じて居るのでございます。或外國人が私に、かう云ふ事を申しました「私は日本人は好きだ、日本も大好きだ、けれども旅行をすると日本人が嫌になる。そりや知つた者には深切にするけれども、一面識もないものゝ前となると、まるでお話にならない程の不作法を敢てする」と、實に然だと思ひます。先日も私横濱にまゐりましたが、禁煙車に乗込みますと、禁喫煙と大きく書いてある而かも其の札の下で、長くねそべつて、知らぬ顔でスパ〳〵煙草をふかしてるんでございませう、ほんとに驚きました。態々煙草の嫌ひなものゝために特別に設けてある車内に乗り込んで來てこの不作法は何とした事だらうと、あまりの事に憎らしくなりました。そんな人等に云はせると普通の車内では他の人の煙草の臭が鼻を突いていけないから、禁煙車内に乗込んで獨で思ふまゝに味はうと云ふのでせうが、あんまりな我儘だと思ひます。

◎汽車の内は豚小屋同様

それから車内で他人の迷惑を顧みないで飲食する事は、これまた愼しむ可きものだと思ひます。どうも日本人はものを食ふために汽車に乗るのではあるまいかと思はれる程、食べものやビールなど停車場々々毎に買ふやうです。そして車内にはビールの空ビンや蜜柑のかは其の他色々のものがゴチャ〳〵してまるで豚子屋のやうな光景でございます。これは窓の外に捨てるのが面倒で、また車内にそれ等の設備のないためでもありませうがこれで居て、日本人は禮儀を知る國民だなど、よく云へると思ひます。

又これは、一つは、下駄で這入るところは、どこでもきたなくして差支ないものと思つて居るのでありませう。成程下駄は戸外を歩るくものできたないものです、だからその下駄をはいて這入られるところは汚くしてもかまはないと思へるか知れませんが、西洋人の靴に於ける觀念はこれと違つて居ます。靴をはいて家内にも入りますから、靴を汚いものとはして居ません。ごらんなさい日本の紳士方では磨き上げた靴をはいてるものはあまり無いやうですが、西洋人はいつも男子にしても婦人にしても綺麗に磨いて居ます、のみならず、これを汚くして居るのは侮辱で、人に對しては禮を失するものとしてあります。だからしてその靴で以て歩るくところ、這入るところを、汚くしてもいゝとの日本人のやうな考はサラ〳〵なく、矢張一樣に清潔にすべきものだとの觀念があるので、列車の中たると道路たるとを問はず、自己に屬しない部分の凡てをも清くするのを紳士淑女の作法として居ります。

◎食堂で遠慮もなく吐瀉

それからこれも先頃の話でございますが、私が横濱にまゐりました時、ステーションの二階で食事をして居ますと、私の直眼の前の隅にたんつぼが置れてありまして、そこで紳士がゲー〳〵云つて不作法に口をすゝいで居るのでございます あんまりな事ではございませんか、日本では楊子を使ひながら人と對談してる人も隨分ありまして、それでさへ紳士の爲すべからざるものとして戒めてあるのに、他人が折角ご飯を食べて居る鼻の先でこの不作法は何事でせう。何れ西洋料理でも食べに來る人ですからまさか土方や、職工でゞもありますまい、見たところ相應の紳士でございますが、敎育ある紳士でさへこれですもの、日本の男子が外國に行くとよく婦人に對して禮を失し失敗する事が多々あると申しますが、これは彼等が故意に禮を失するのでなく、こんな習慣の中に養成されて、不作法を無作法と思はないやうになつてゐるからでございます。

◎見識と權威とを持て

若し又彼の場合、私が男で、先方が女だつたら如何でせう、失敬だとか、不都合だとか散々罵倒されて、仕儀によつてはつまみ出されるか知れますまい。禁煙車の喫煙だつて、若し女がそんな事をして居るのだつたら、如何でせう。私はこんな不作法な事をされて、女が默つて居ては駄目だと思ひます。

素より、そんな事を兎や角云はうものなら、何だ女のくせに生意氣なと云はれもしませうが、併し當分憎くまれても仕方がありません、捨てゝ置いてはいつ迄も風儀を正す事は出來ないだらうと思ひます。だから、そんな場合には臆せず、「そんな事はなさらない方がいゝでせう」と云ひ得るだけの見識と權威とを女が持つやうにならなければ駄目だと思ひます

◎下じみた話を愼しめ

それからモ一つは男女の別なく、男が女の前で、女が男の前で肉體の話をする事——私あれは止した方がいゝと思ひます。一體日本人は、婦人の前で寧ろ名譽のやうに肉體の話をして平氣で居ますのみならず そんな下卑な事でなければ面白くないものゝやう、おかし味と云ふ事を取違へて居るやうでございます。

西洋ではそんな事を大人が公に然と云はないばかりでなく、子供ですら、便所小用と云ふ事をさへ大きな聲では申しませぬ。小用にも行きたい時は必ず母の耳許でさうと申します。

斯樣にして彼等は人の前に殊に異性の前ですべての下じみた話をする事は無禮だとして深く愼しみます。この習慣が子供に良き感化を與へまして、彼等は品性の清い紳士淑女となるのでございます。

私共人間は、どうしても眼に見、耳に聞けば、色々の惡るい或は汚い念を浮べたがるものですから、從つて知らず〳〵の間に、日常の談話や動作より品性に影響を受ける事の大なるものであります。だから私は手近い風儀矯正の一端にして先づこの下じみた話を公々然としない風習をつくりたいものだと思ひます。

噫恐るべき哉不貞潔の行爲

角谷和市稿　三〇

大正二年二月中東京の新聞紙上に於て報道せられしにして斯の如し、全國に於ける同種類の事實を集めたらんには果して如何なる大數に及ぶべきや、想像するだに戰慄に堪へざるなり。

時日	住所氏名	職業	原因	結果	事情
一	愛知縣渥美郡高豊町大岡寺前 古井喜代七（七二）	穴掘	放蕩	悔後自殺	嘗ては相當の資産家なりしが飲む、買ふ、打つの三道樂に家屋敷も滅茶にし十年前より穴掘人夫と迄落魄し以來眞人間に立返りたるも常に過去の放埒を悔いて悶々として日を暮し居たるが、十八日午前六時家人の不在中庭前に筵を敷き、其上に端坐して諸肌脱ぎ口に念佛を唱へつゝ出刃を腹部に突き立て數箇に抉りたれば大腸露出し苦悶、
同	栃木縣芳賀郡 室井藤八（二八）	屋根職	强姦傷害	懲役三年	居村妻の妹お何（十二）の美貌に懸想し、大正元年十一月中旬山林に連出し、二回まで强姦、負傷せしめ、平氣で居るところを駐在巡査に捕はれ懲役三年に處せらる、
同	栃木縣安蘇郡西沼町 川島福一郎（三三）	無職	公娼に迷ひ	懲役四年	昨年十一月特赦の恩典により福島監獄を出で宇都宮市に入りしが、同町遊廓新川樓の娼妓花里に迷ひて所持品を入質し、三回目四回目には無錢遊興し逃走を企て捕縛大正二年一月卅日懲役四年に處せらる、
同	宇都宮市今泉町 岡崎禎藏（二四）	吳服店員	公娼に迷ひ	窃盗八ケ月の懲役	近衛歩兵二等卒上りにて、昨年暮より市内遊廓に足繁く通ひ遊興費に窮し主人の反物三百反價六百圓餘を窃取、入質、廓内にて捕縛、懲役八ケ月に、
同	栃木縣佐野郵便局 篠崎長太（二〇）	郵便局事務員	公娼に迷ひ	三百五十圓窃取	佐野局より宇都宮局に郵送すべき行嚢中より三百五十圓を窃取し、娼妓に迷ひ旅館の女に現を拔かし、藝者と馳落し、京都にて捕縛、懲役六ケ月に處せらる、
同	宇都宮鮫島大將長男 鮫島宗敏（二二）	陸軍大將長男	藝妓に迷ひ	準禁治産除籍	學生時代より藝妓に迷ひ、落第勝に中學だけは卒業はしたものゝ華族の待遇を停止され昨年十二月大將本邸より除籍せらる、
同	京都市下京區納町通り 早野利太郎（廿四）	左官職方雇人	白首の貯金を盗み、娼妓に入れ揚ぐ	檢事局送り	淺草區千束町二の三六〇銘酒店千代本の白首村田コト（廿八）の熟睡せる隙に乘じ用箪笥の抽出より六十五圓記入の郵便貯金通帳、金指輪を窃取して品川歩行新宿貸座敷村田樓の娼妓梅枝（廿二）に馴染を重ね居たるが取押へられ、檢事局送り。
同	新宮林屋桃太郎方金太郎 大澤トキ（一九） 新宿田町貸座敷岩本樓の息子 木下喜太郎（二〇）	藝妓	私通	逃亡	トキは實母の貯金二百圓と自分の衣類を悉皆取纏め、喜太郎（二〇）と馳落し行方不明。
同	前橋片貝町 松下玉二郎（四二） 同大間口町竹造妻 西村トキ（卅三）	洋燈行商	姦通		トメは既に亭主持の身なれど、玉次郎は三年前の情夫なり。停車場にて出會ひ二人は奇遇に驚ろき昔話しの數々より話はいつか燒木杭に火が付き、折柄亭主竹造が不在なりしより、姦通の大罪を犯しつゝありし中に不圖竹造歸宅し、かくと見るや烈火の如く憤り洋燈を滅茶々々に破壞し男女共に殺してくれんと棍棒振廻して暴れ出したるも無理ならじ。

同	豐多摩郡淀橋町 須賀谷伊兵衛（ ）	周旋業	妾道樂	自殺	伊兵衛は元々女と見れば眼が無くなり、金に任せて十數人の妾を蓄へ日々妾廻りに浮身を窶す內、有りし財產は滅茶苦茶に使ひ果し、出來得る丈の借金をなしたれど、之とて永くは續かず、信用今は地に落ちて二進も三進も行かざる有樣となりしより伊兵衛は此に一策を案じ自分が監理人なる角筈二丁目百五十二番地尼寺耕雲庵の尼僧齋藤春道（六二）と云ふを口說落し掌中の物となすや、同寺中なる地所五百坪を借り入れ之れを抵當として他より金を借り入れたるが、如何にせん多數の妾なるため、八方より責め立てられ折角工面して作りたる金も何つしか散りて忽ち無一物となり、今は如何共詮方なく途方に暮れたる折しも、同人が妾中隨一の美人が始めは自分一人のみと思ひしに前記の如く十數人の妾ある事を知り終に一昨年の四月頃此方より申出で御免を蒙りしより、伊兵衛は重なる悲觀が絕望となり、絕望の結果は發狂となり、哀れや其の月に首を縊りて自殺をなしたり。
同	豐多摩郡淀橋 須賀谷マキ（ ）	周旋業	淫亂なる父の感化を受け	亂淫詐欺取財	右の淫蕩なる父伊兵衛の血を受けたるマキは之れ亦亂淫の極を盡し、中にも同家に頻々として出入し居たる、同町波多野新藏（廿四）と云ふ情夫と、父の死の四五年前に手に手を取て逃亡し、行方不明となりしが、伊兵衛死亡と聞き一昨年の四月男女共歸宅し、周旋業を始めたるが斯くなれば前記尼僧春道が例に依りて遊びに來る時寺の實印を落し行きしに夫婦は是幸ひと此に惡心を起し前記の實印を以て昨年九月より十二月迄約二萬圓の借金をなし、中にも昨年十二月中高橋文平より尼僧春道の委任狀まで僞造し、二千七百圓を借りたるより、之れが發覺の端緒となり、夫婦共警視廳の手に捕はる。
同	横濱市元町 井桁房太郎（二三）	無職	人の娘を誘拐して賣る	窃盜	吉濱町一丁目十五番地鈴木新十郎長女ノブ（一八）を口說落し、終に女を唆かして十一月中旬、人を介して赤坂田町藝妓屋江戸屋方に二百五十圓に賣込み、菊江と名乘りて左褄を執り居る內、女に別れたる房太郎はノブが戀しくて堪らず、去月七日に至り又も自身出京してお座敷歸りのノブを途中に待受けて、引攫ひ、相携へて歸宅し、其後は愚連隊仲間の友逢の許なごを泊り歩きて痴蝶の如く狂ひ廻り居りしが忽ち其日に困り足より自轉車一輛を盜みて其れを花咲町の某自轉車店に賣却せしより足が付き伊勢佐木署の刑事に取押へらる。
同	兵庫縣武庫郡 故山口忠三郎（四七）	第一銀行大阪支店副支配人	藝妓を妻にし	横領費消	藝者を妻にし、投機に失敗し、公債二十七萬圓を横領消費。
同	千葉縣長生郡 鵜澤八十次（六九）		實子の放蕩より	鉞で實子を殺す	長男彌兵衛（廿一）は性來の放蕩者にて一昨年無斷家出し本年二月に至り徵兵適齡の爲とあつて飄然立戾りしも素行一向改まらず家財を持出し賣飛しては放蕩に耽り四日夜にも何處よりか泥醉し歸り實父八十次に口論を吹つかけ、其揚は母お秋が仲裁したるも、八十次は彌兵衛の放埓餘り烈しさに忍び得ず同夜九時頃、臺所より鉞を持來り、彌兵衛の頭部を擊割つて即死させ直に一宮分署に自首し出でたり。
同	同 鵜澤彌兵衛（二一）		放蕩より	實父に殺さる	同
四	駿州沼津吳服商長男 關城作（二三）		放蕩の結果母の	零落の末詐	城作は同地商業學校の卒業生なるが身を放蕩に持崩し、昨年春實母の金一萬餘圓を盜み出して、大盡遊に現を拔かし、更に十一月中旬は東京に出發して吉原江戸町稻辨樓の抱重の井（一九）老松（廿五）及び千束町の銘酒店中吉、緣松の淫賣婦を相手にして豪遊を續け居りしが、忽ちの內一萬圓も使ひ果し、十二月中旬に至りては全く無一文となりて、晝は街の塵箱を漁り歩き、夜は公園の口ハ臺に寢ると云ふ見るも無慘に零落せしよ

四			金一萬圓を盜み	欺取財	り、遂に惡心を起し淺草區黑船町十三番地自轉車業松田長吉方へ廣小路の金子牛肉店の伜なりと詐はり自轉車一輛を詐取し、曾て沼津に於て偽名の上詐欺取財を働き懲役六ヶ月に處せられたる事發覺取調べを受く。
五	麴町有樂町一ノ三 森田新吉(二六)	「花月」雇人	遊ばんとして賣上げ金を盜取し	豪遊中取押へらる	賣上げ代金二百五十圓を窃取して逃走、神樂坂の待合一力、初音その外にて豪遊を極め三日夜一力方にて同町永樂屋の鹿の子外三名を招き豪遊中日比谷署の刑事に踏み込まる。
六	三橋四郎(二六)	元藤川料理店雇人	娼妓に浮かれ	四十餘軒の掛先金を横領檢事局送り	主家の掛先金十二圓餘と外四十二軒より百廿圓餘を横領し、吉原貸座敷一元樓の娼妓大巻(廿二)の許に浮かれ居る事發覺し四日西ノ久保署の手に押へられ五日檢事局へ送らる。
同	下谷中根岸 池田六兵衛(六一)		實子放蕩の家出を苦にして	自殺す	自宅八疊の間に於て是正の銘ある長さ一尺八寸の古刀を以て我が咽喉部二ヶ所を切り自殺を遂ぐ原因は長男久太郎(卅九)が放蕩の末八年前家出し行衛不明となりしを苦にして。
同	同 池田久太郎(三九)		己れの放蕩不孝より	父を自殺せしむ	同
七	盤田郡見付町 鈴木綱吉(二三)	青物商	放蕩したさに	窃盜、懲役	藝妓屋吉田樓にて五圓紙幣三枚を窃取して取押へられ。懲役五ヶ月に處せらる。
八	神奈川縣橘樹郡田島村 青木武德(二二)		父の妾と通じ	繼母を斬り自殺	武德は何時しか父の妾なほと情を通じ其以來武德の性行がらりと變り怠け勝となりしを繼母ちやうは武德の近頃の所業を面白からず思ひ、次第に兩人の間に不和を生じ、口論の絕間とてはなく、家庭の風波いとゞ荒み、兩三日前も兩人の間に激烈なる喧嘩起り、其結果武德は六日夜情婦なほと共に家出して行方不明となりたるが八日午前三時三十分頃。日本刀を提げて家內に闖入し繼母ちやう(四一)に數ヶ所の重輕傷を負はせその儘行衛不明となりしが遂に將來を恐れて鐵道線路に飛込みて自殺す。
同	芝區本芝二丁目 樋口善太郎(二七)	染物業	娼妓故に	依託品窃取	洗ひ張り、染物等を賴まれたる三十九點三百圓を入質し、該金を吉原洲崎等に浮かれ歩き居る中捕縛さる。
一二	千葉縣東葛飾郡明村 齋藤清一(三一)	モスリン會社の職工	娼妓故に	賊を働き取押へらる	同じ職工なる鳥見幸吉の外套を窃取し、吉原吉川樓へ登樓し翌朝歸る際新造某の縮緬羽織代價九圓を盜み、十一日夜洲崎柏樓へ登樓し又もや娼妓みどりの丸帶を盜み立去らんとするを押へられ洲崎署に突出さる。
一三	田中彌五郎(二三)	屋根職	放蕩のため借金で身動きもならずなり	鹽酸を服し自殺	知己なる淺草象潟町同職關市兵衛を賴りて上京し同居せる中放蕩に身を持崩し借金に身動きならずなり十一日夜十時市兵衛宅で鹽酸を多量に服して苦悶し居るを家人が發見して象潟署に訴へ出で應急手當を加へたるも昨朝十時遂に死亡。
同	齋藤お貞(二二)	電話交換手	淫奔	自殺を圖る	以前酌婦なりし繼母に劣らぬ淫奔女なりしが、多量の石炭酸を服用し自殺を圖る。
同	淺草區馬道橋本醫院方 下斗米千代藏(二八)	藥局生	銘酒屋に通ひて	自殺を企つ	千束町邊の銘酒屋に通ひ借金の嵩みたる結果藥代を胡麿化し去月末主家を飛出し處々彷徨の末千束町三の十七旅館旭館に投宿せしが忽ち宿料に困じたる所より遂に主家に至り、主人の不在中亞砒酸約一オンスを服用し自殺を企て苦悶中家人が歸りて發見し命だけは取留めたり。
一四	靜岡縣盤田郡秋葉總本山 小菅伯禪(二五)	僧侶	娼妓に迷ひ	情死を遂ぐ	頗る溫厚の男とて師僧可睡齋も將來を囑望し居たりしが昨年春頃より、袋井町清島樓娼妓幾子事青島きよう(二四)の許に足繁く通ひ始め、はては金に詰りて朋輩僧の所持金を窃取したる事もあり、又可睡齋より靜岡市の佛像彫刻師內村方へ送るべき金五十圓の爲替取組を命ぜられしを、そのまゝ登樓して之を費消したるより直に放逐され、其夜再び清島樓に登樓、二階六疊の間にて幾子と共に毒藥を服し情死を遂ぐ。

一六	淺草區淺草町 伊藤末之助(二一) 伊藤お菊(二二)	一錢蒸汽乘組員	姦通	殺傷	末之助には内縁の妻お菊(二二)なる者あり、兩人の間に正雄(三つ)なる子さへあるに、お菊は不埒にも市太郎と通じて末之助を袖にしたるより末之助は十五日正午頃より市太郎を捉へて、手切金の談判をなせしも一文も出さぬと云ひしより小刀を揮つて其鼻柱を斬落し、更に後頭部に斬付け長さ五寸深さ骨膜に達する重傷を負はす。
同	飯田市太郎(二八)				同
一七	赤坂區新町 石橋正雄(二三)	自轉車店雇人	娼妓に迷ひ	前非を悔ひ自殺	前夜吉原江戸町の貸座敷成瓢樓に登樓して二圓二十錢を消費せしも懷中無一物の爲め居殘をなし居たるが靜かなる廓の晝に今迄放蕩せる事を悔ひコカエンーオンスを服し自殺を圖る。
同	南品川重太郎妹 島田ちよ(一八)		私通	情死	雇人村上金太郎(四七)と私通せしが夫婦になれぬを悲觀し、情死せんとて硫酸四瓦宛を服用せしも死に切れぬより、千住大橋より投身。
同	村上金太郎(四七)	運送業雇人	同	同	同
同	熊本縣菊池郡大津町 森茂藏(二一) 外十二名				學友本田安喜(廿一)橋本敬藏(廿三)藤本喜一、宮崎増次(廿三)橋本又五(十六)宮入武一(十七)清水順平(二十一)渡邊藤八(十九)田中兼雄(十七)古澤兵藏(十八)松永晋市(二十)林勝衛(二十)藤本宇一(十九)渡邊龜太郎(十八)等と共に少女を強姦し、人事不省に陷らしめ懲役三年を申渡さる。
同	宮城縣雄鹿郡石卷町 楠正(二六)		藝妓に馴染み	情死未遂	去十日懸先を集めん爲め下野佐野町に赴き同町の藝妓立花家色香事本所區柳島元町二一六高砂嘉七長女お美濃(二十一)と馴染み百餘圓を遣ひしも懸先の取れぬ爲め附馬と色香の二人を連れて十三日上京せしも思はしく都合つかぬより、一緒に死ぬべき決心し二人手に手を取りて同夜十二時頃芝浦海岸に繋ぎありし小舟に乘り涙のまに〳〵沖中に漂ひ出でたる所を巡査に發見せらる。
同	磐田郡大藤村 清水勘藏(三九)		威嚇して姦通	告訴さる	隣村なる高橋一男の妻きちに思ひを寄せ、高利を貸し、返濟の出來ざる弱點を捉へて威嚇し姦通せし上、夫には無斷にて實家に立歸らしめ、二度迄密會中を一男のために取つて押へられ相方組打の大騷動を演出せしが、遂に告訴せらる。
一八	不定 五十嵐お千代(三八)	無職	不身持	取押へらる	住所不定に諸所の銘酒屋を渡り歩きては前借金を踏み倒し、情夫に注込み、淺草公園を徘徊中捕へらる。
同	相州小田原町 内田久次郎(六五)	蒟蒻製造販賣業	伜の放蕩不孝より	實子を撲殺す	常に家庭の風波絶えず三男喜三郎はそれが爲めに遊蕩に身を持崩し十六日夜も酒を呷つて親許に來り父と喧嘩の末暴行を働きしより有合せし鐵棒を以て撲殺す。
同	同 内田喜三郎(三九)		放蕩の父に手向ひしより	實父に殺さる	同
同	本所柳島 小島清三郎(三二)		他人の妾と通じ	竊盜捕縛	近所の織物問屋北村國藏(五七)の圍物と通じ、駈落せん費用にと自轉車一臺を竊取し五十圓の抵當に入れ名古屋地方へ落行かんとするところを押へらる。
同	新潟縣佐渡郡相川町 佐々木精(二四)	學生上り	素行修らず	竊盜捕縛	縣立中學三年生なりしが、素行修らず、放校せられ、勉學の目的にて上京せしが、學費は悉く放蕩に費消し、知己なる芝愛宕下佐々木方の厄介となり、昨年十二月同居人某の金品を竊取逃走し、福岡縣下の知人渡邊某方へ頼り行き滯在中、家人の隙を窺ひ、現金二十四圓衣類六點を竊取し上京佐々木方へ到りし所を愛宕署の手に押へらる。

一九	南葛飾郡大島町 大塚つや（二二）	前女工	私通	我が子を絞殺す	一昨年富士紡績の女工となり居る中千葉縣茂原郡の料理店武藏屋主人荻竹次郎（四十）に唆かされ情を通じて昨年三月同地へ赴きたるも、虐待さるとて同年八月中歸京し、うた方に寄食中竹次郎の胤なる男の子を分娩したるより、一月中より其子を背負ひて豌豆の行商を始めたるも、生活困難の結果、同月十七日行商の途中、深川扇橋際の共同便所內にて子供を絞殺し、死兒を背負ひて大島町の交番前へ差掛りたる時、通行人に夫と注意されたるより其場を逃走し、死兒を小名木川に投して、行方を晦まし居たりしが、十七日小名木川通りにて取押へられ檢事局へ送らる。
同	荻竹次郎（四〇）	料理店主人	女を唆かし	人をして殺人罪を犯さしむ	同
同	靜岡 傳吉妻 大石ハル（二三）		姦通	姦通罪で縛	夫の入營中料理人と駈落上京し四谷の母方に同居中又も同居人と家出し姦通罪で縛。
同	川尻淨環（二七）	法科在學文學士	女を辱しめんとし	檢事局へ	昨年十一月帝國大學を卒業し文學士の肩書あるものなるが十七日の夜神田仲猿樂町七鐵道院官吏川崎政藏長君子が本郷西片町十輪出編物教授業伊橋はる方へ編物を届けんとて菊坂町四二新炭商齋藤清吉方脇まで來し所を紙製の猿轡を君子に施して齋藤方路次へ引摺り込み辱めんとする君子は悲鳴をあげつゝ自分の下駄で淨環の額を毆ち抵抗せしかば君子を蹴倒し獸慾を遂げんとせし際一つ向の伊橋方の老母が立出でしに新坂方面へ素早く逃げ去りしが判明し同人の家を取調べしに君子が其夜失ひし毛絲外數點入りの風呂敷包を隱しありしかば強盜、強姦未遂犯として檢事局へ送らる。
同	橫濱長者町 川邊東助（三五）	貿商雇人	娼妓に浮かれ	取押へらる	貿商福島屋事田中庫藏方に雇はれ前後數回に二百餘圓を橫領し發覺を恐れて本年一月帳場の現金百圓を竊取逃走し橫濱眞金町の貸座敷二月樓の娼妓萬龍（二十一）の許に浮かれてる事發覺し小石川なる情婦の許へ訪れ來りし所を捕へらる。
二〇	神奈川縣足柄郡下府中村 萬福寺 武田實道（六五）	僧侶	放蕩財産を使ひ果し負債を生じ	悔後の自殺をとぐ	昨年二月頃より小田原大磯等の花柳界に出入し寺有の財産を使ひ果たしたる上多額の負債を生じ食ふにさへ困るに至り十八日夜八時妻大倉くに（六十二）を他出せしめたる後本堂に入り剃刀を頭部に突き立て死に切れず更に臺所に至り手斧にて胸部を剜りたるも尚ほ死れず今度は茶の間の箪笥の中より秘藏の短刀を取り出し頸動脈を切斷し手數の掛つた自殺を遂げたり。
同	內藤良藏（一九）	元菓子屋雇人	娼妓故に	放火捕縛	北千住、菓子商染屋久兵衛方に雇はれ中物置に放火し混雜に紛れて店頭にありたる錢箱の中より金二十五圓を竊取して逃走し其足にて內藤新宿貸座敷松大黑樓に登樓し娼妓梅香事松田はな（二十）を敵娼に十七日迄流連し盜んだ金も全部費消したるより又もや主家に放火し忍び入らんとせしが、果さず麴町署の手に取押へらる。
同	神田松永町 肥田重吉（三二）	無職	女房の姦通逃亡より	竊盜	逃亡せし姦婦姦夫を取押へんと思ふも旅費なきより、神田の時計商三村トシ方へ忍び入り懷中時計二十四個を竊取し、入質して十一圓を得、出立の準備中を取押へらる。
同	淺草區田中町 高野鐵太郎（四〇）	無職	娼妓に浮かれ	竊盜	本所區柳島元町百三十番地八尾文藏方の空巣に忍入り衣類十點代價六十五圓を竊取せしを手始に同年十一月同區押上町大前吉藏方にて金時計外十五點代價百八十圓を竊取せし外十二ヶ所の空巣を襲ひ五百圓餘の金品を竊取し同區長岡町四十五番地質商中野金太郎方外二ヶ所に入質し吉原中米樓の娼妓少將の許に浮かれ居る事發覺し十八日吉原堤にて吉原署の手に押へられ十九日檢事局へ送らる。

二三	北豐島郡大泉村 並木菊松(三〇) 堀内スギノ(三四) 堀内ヨドノ(二一)	女工	私通	私生兒殺人	スギノの實妹なるヨドノ(二十一)は何時しか男工並木菊松(三十)と私通し、同人の胤を宿し、一月初旬女兒を產み落とし、同月中スギノは夫榮次郎が賭博犯にて茨城縣下にて押へられしかば、生計に困り妹ヨドノと共に同月十二日郷里山梨へ歸りしに、ヨドノが前記の私生兒を分娩せしより、實父は大に立腹し、一家の折合惡き爲め、本月二日スギノは妹の私生兒を抱へて上京し、養育院に入らんとしたるも意の如くならざるより、進退谷まり本月三日夜該兒を絞殺し川中へ投込む。
二四	本所柳島梅森町 千葉連(三二)	元兵士	娼妓に浮かれ	窃盗就縛	七年前牛込區藥王寺町の某家にて窃取せし金鵄勳章を佩用して、諸所を遊び廻り其他四十ヶ所にて千圓餘の金品を盗み、例に依り金鵄勳章をひけらかし龜戶遊園地や吉原長稻辨樓等に浮れ居る中捕縛。
同	京橋區鎗屋町中村方 小森萬吉(二七)	球戯具販賣雇人	娼妓に浮れ	窃盗捕縛	本月二十日横須賀へ掛集めに出掛け掛先金七十六圓を集め歸途品川の貸座敷濱花樓へ登樓し娼妓花山を敵娼に昨日迄流連し居たるを洲崎署の太田刑事に捕へらる。
同	千葉鐵道聯隊第三大隊 淺花幸次郎(二九)	砲兵中尉	處女を犯し姦通	告訴免職	千葉町の富豪右谷福太郎方に寄寓中同家の長女お幸(十九)を懷妊せしめお幸は爲に千葉高等女學校より退學處分を受けたるを恥ぢて悶死したるが、其後中尉は福太郎妻お信(三十七)と通じたるより福太郎は千葉地方裁判所へ告訴せる爲中尉は免職と爲りたり。
二五	三重 小杉新太郎(二五)	農	娼妓に浮れ	情死	三重縣遊廓三國樓娼妓羽衣(一九)の許へ四十回も通ひしが、金が思ふやうにならず夫婦になれぬを果敢なんで情死す。
同	神田佐久間町 久留絲吉(三二)	代診	娼妓に浮れ	喧嘩、袋叩にさる	俥夫萩原彌三郎(三十二)と共に吉原愛花樓へ登り二圓の約束にて娼妓花香(二十)及び皐月(二十)を買ひたるに勘定四圓五十錢となりたるより不服を唱へ日本堤署へ訴へるとて立出でたるを同樓の三人は彌三郎を捉へて袋叩にす。
同	神戶市海通合名會社 市場秀松(二三)	會計係	藝者に迷ひて	大金横領	去月中會社の金二千二百九十二圓を横領し同地の藝妓豆子事藤江あさ(一九)を連れて駈落し京都名古屋を經て上京したる形跡ありとて二十四日同地警察署より市内各署へ取押方を依頼し來れり。
同	小石川久堅町 小泉源吉(三〇)	大工職	私通、少女誘拐	檢事局へ	佐々木ヤス養女サキ(十四)と私通し、同年十一月中手を携へて上京し、牛込區山吹町一番地に借家し金に困る所より、四十四年七月中サキを淺草公園第五區の銘酒店酒井タキ方へ前借金三十圓にて淫賣婦に賣り、次で本年一月中同人を誘ひ出し、群馬縣佐波郡三郷村の料理店渡邊仙藏方に賣り飛せし事發覺し、少女誘拐罪として二十五日檢事局へ。
二七	深川區宮川町 竹澤ヨシ(一九)	雇人	私通、姙娠	私生兒を絞殺す 姙娠せしめ私生兒を殺すの餘儀なきに至らしむ	同町二十二田中甚助四男庄次(二十五)と情を通じ同年九月中庄次の胤を宿し、本月五日男兒を分娩せしに庄次は薄情にも逃出せしかば、お芳は子供の養育の出來ぬより二十五日午後五時頃家人の隙を窺ひ、白布にて該兒を絞殺し同八時頃扇橋署へ自首せり。
同	同 田中庄次(二五)				同
同	男爵嗣子 雄澤篤二( )				素行修まらず家督相續人廢除の裁判確定せし旨、宮內省宗秩寮へ屆出らる。
二八	大阪賣藥商長男 岩橋義一(一九)		娼妓に迷ひ	情死未遂	娼妓菊路(二六)に馴染を重ね、南道頓堀辨天座前、角屋旅館奥二階にて短刀を以て互に腹部咽喉部を突き立て情死を圖りたるも女のみ死に、助かる。
同	群馬縣高崎外科醫弟 綿貫豐三(三四)		私通	情死す	昨年十月頃より藥局生に住込たる福田豐野と情を通じたるを兄綿貫が知り去月十五日豐野を解雇せしを兩人牒し合せて同月三十一日手を携へて上京し一六館方に止宿して每日市中を見物し步き二十五日午前八時頃神田區駿河臺南甲賀町八下宿業一六館事西川お高方に止宿、夫婦になれぬを悲觀し寢床の中にて情死を企て女は鴇色メリンスの下締にて兩膝を縛し兩人とも左右上膊部に一ヶ所宛モルヒネを注射して苦悶。

吉原の掟

△戰慄すべき遊女の虐待

鱗山人

公娼廢止問題が大分八釜しくなッて來た。此の公娼廢止といふ事が、實際に行ひ得られるか何うかは、頗る疑問ではあるけれども、併し此の問題に就いては、何人も研究をして見ねばなるまい。動物虐待防止の聲は、隨分久しい以前に唱道されて近來は確に効果を奏して居るが、尚ほ偶々途上に於いて、慘酷なる馬士の鞭を加へられ、ヒイ〳〵と悲鳴をあぐる馬車馬を認めぬでもない。公娼廢止の聲の起つたのは、此の動物虐待以上、假にも人間一匹と產れ來つた者が、世の遊冶郎の玩弄物にしようが爲め、各抱へ主が娼妓に對する取扱の尋常でないこと、寧ろ人間と云ふ者を動物視した、沒常識の實例は、屢々新聞紙に據つて傳へられて、此記事を讀み、此の內容を聽いて同情せぬ者もない。けれど之れを救ふべき手段は、僅に「自由廢業」と云ふものあるのみで夫れも御規則の通り一扁、人道から割り出した實は、毫しも擧つて居らぬと云つても敢て過言でなからう。

豈夫や今はあるまいが、往昔遊女を遇する者、甚だ苛酷なるもであつた事は云ふ迄もない。三年前の春、吉原に火を失して廓內全部を燒き、火の手は伸びて廓外、千住方面をも燒いた事は誠に凄じかつた。此當時某新聞が號外を發して六名の娼妓を土藏內に押籠め、無慘の燒死を遂げしめたと報じた。孰れも此報道に戰慄したが、調査の結果、幸に虛報であつた事を確め、孰れも其無事を喜んだのであるが、密に此裡面を窺へば、六名の娼妓を土藏內に押籠めたと云ふ、某樓は豫て抱へ娼妓を虐待したものらしい。煙の立昇る所必ず火の氣ありとは爭ふべからざる例言ではないか。よしや當時の號外は虛報でも、平素の事實から產み出した、其樓の裡面は更に怖ろしいものであらう。洲崎の海嘯に遇つた新遠江樓は樓主夫婦を始め、十六名の娼妓も無慘の死を遂げた。僣殘りの娼妓十三名が、前樓主太田筆吉の實弟丈太郎相續者として相變らず營業を繼續するに就て抱へ娼妓八つ橋事山田とめ外十三名は、從來の年期を半分にして、再び勤めてくれと云ふのであるが、樓主は其「年期半減」を口約に止めて置かうとする、十三名の娼妓は後難の「證據のない事は後で何と云はれても困る」と、年期半減を證書に認めさせやうと、大分押問答をして居た事は、各新聞紙の報道に依つて明かであるが、娼妓虐待といふ事は、十分此證書一件の裡面に蟠つて居るのである。娼妓等が「後で何と云はれても困る」の一言、いかに樓主の手段の卑劣にして、常に此手段を以て、娼妓を遇する事は察し得られやう。

△苛酷極つた取扱ひ

ずつと古い、庄司甚內時代の吉原は、

どんなものであつたか知らぬが、夫れ以降所謂中ごろに至つて遊女屋の遊女を遇する、甚だ苛酷なものであつたに相違ない。何人の著か不明なれど「古代芳原規約」と云ふものを見れば

遊女商賣を怠り、或は客に不都合なる取扱ひをなし、又密夫に情をかくる等の事あれば、遣手之れを責め、數日間食を斷ち、雪隱其外不淨物を掃除させ又は丸裸になして縛り、水を浴びせなどして懲らしむる事を常とす」云々

密夫に情をかくると云へば、彼の新内淨瑠璃の「明烏後泡雪」の文句を聽いても若くば芝居に見ても、雪中遣手にくゝりつけられて、苛酷の折檻を受たものだ。又樓主や妓夫と相謀つて、抱へ娼妓に「枕搜し」（窃盗）の汚名を着せて、隨分むごたらしい事をした。其の一例には矢張劇に脚色て、舞臺に上つてゐるのを「敷島」と云ふ、敷島と云ふ遊女が枕搜しの汚名を受けて、後に自殺を强ひらるゝ筋で、先代の田之助が之を演じ、先代左團次が妓夫の源四郎を勤めた。●ホイ話は橫町に入つたが、苛酷の程度は更に甚しい。

△乾し殺された遊女

吉原の廓内へ、各種の音曲を容れたれど、彼の「新内節」のみは固く禁じ、昔より遊女の耳に觸れさせなんだ。と云ふものは多くの遊女が此新内節の情に心をゆるめて遂には情夫と迯れ、或は情死を企てる事を怖れたのである。夫れは表面上の事、内部に深く立入り、各樓主の設けた規約の内には、局外漢の身の毛を震ひ淚を禁じ得ぬものが多い。今でも行はれて居るが、昔遊女の瘡毒が、其他發病の怖れあるものは、差詰「藏替」と云つて數等下つた俗に安見世の遊女屋へ賣渡し、金に代へてしまうものである。萬一之れをせず、病氣本復の見込がない者とすれば止むを得ざる者と一室に押籠め、看病もしてやらず結局乾ぼし同樣に扱ひ、密に死を待つと云ふ風であつた。そこで誰に頼らうよすがもなく、井戸へ身を投げ咽喉を突き、舌を嚙んで變死をしたものだ。昨今それはないが、往々ある情死の原因は、表面上「借金を苦にして」とか、病苦の餘りとはあるが、借金と病苦の裡面に至つたらば、殆ど樓主が手を下して死に至らしめた樣なものであらう。溯つて昔遊女の變死した者は、型の如き檢視を受けたのもあるが、其多くは「投込み」と稱し、秘密の内に寺院の惣墓へ埋めたしかも此埋葬は秘密であつたので死骸の手足を一緒に縊りつけ、グル〳〵菰に卷いて埋めたのである。但し芳原に於ける此埋葬法は、犬猫同樣、人間を畜生にして扱へば、後の祟りがないのだと、啞然たらざるを得ぬ。

嘉永年間の掟書

寧ろ滑稽の極みであるが、嘉永年間吉原江戸町二丁目「佐野槌」と云ふ、遊女屋にあつた「吉原の掟」は、左の條目に分つたものである。嘉永年間と云つても古くはない、漸く五十年位のものだ。

一遊女勤の儀は、第一詐を專らとし、假初にも誠の心持有間敷事

一召抱への砌、主人に代金相渡す上は年明の日迄、此方より一錢の合力も無之間、左樣相心得、隨分出精いたし、主人方へ金高過分に收入に相成やう、

肝要たるべき事

一、衣類、夜具、つむりの物、外に諸道具不殘自分にて拵へ方法に付ては、萬事客人にねだりかけ、朋輩にまけぬ樣氣をはり、借金出來候儀は、毛頭厭申間敷事

一、定通仕着は地合惡しく、下値の品を遣はす間、成丈自力を以て宜敷衣類を拵可申、仕着は安もの故、着用致事耻と心得、早速出のけ候儀、勝手たるべき事

一、座敷部屋共に板敷にて相渡候間、内造作、建具張付等自力を以て隨分美事に拵へ可申、尤座敷部屋代金無滯急度可上納致事

一、惣て客人を大切に致體にもてなし、おもいれ掻のめし、馴染に相成樣出精いたし、年中物前數日入用、夜具衣類等ねだり取候共、あたじけなき仕うちの顯れ不申樣、件公としめし合せ、客を迯し不申樣、成丈絞り取り可申、心弱く人情を辨へ、もろき儀堅く致す間敷、乍去空泣は上手に可致事

一、美男、大通、心意氣の面白き御客たり共、ほれ事は停止致置候間、此儀は屹度相愼み可申事

一、不男、髭むちや、極老人又は疥かきの御客たりとも、金澤山の方は殊更ほれた體にみせかけ、口中臭くとも、鼻に袖を掩ひ、眉に皺を寄せること、堅可爲無用事

一、傾城に誠なきものと、百も承知の大通は、傾城より誠なきものにて、女郎屋に油蟲をねぶらせ、寒中に女郎を寒がらせる工夫を致族もまゝ有之、左樣の客人は主人の爲は勿論、其身ものちくには心中などのおとし穴に陷るもの故早く見切り、闇雲に突出し可申、左樣の人物にも無之、實體なるよい御客にても、勘當など致され、金氣の拔けたる客は、是又愛憎をつかし突出し假令宿なしになり候とも、決て搆ひ申間敷事

一、朝夕の食事は碌な物は爲給不申間控えめに致、客のものをたんとたべ候樣心掛け、中にも酒は銚子の支へる程座敷をもまし、客人自然と醉倒れとなり居續けの種と相成候得ば、主人方の德分に候間、いくらも呑可申、客人歸りて後無益の酒呑候義は、可爲停止事

一、傾城に誠なしといふ中に、おらが買女郎は仕合と眞實なりなど〻、うぬぼれ客は、誠に女郎の能きくひものに候間折角掠取可申事

一、病氣にても大病に成迄、押て勤を引申間敷、病中の取扱食事等粗末に候とも小言申間敷、萬一大病に至り、必死の症とも極め候上は、年何年殘り候とも、證文吳れて遣し可申事

一、年明の日迄出精無滯勤め候はゞ、兼ね借金の買掛り等一向搆ひ不申間、其心得可有之、尤内證より貸置候金子は未練なしに取上可申事

右の條々堅相守り可申、烏は四角なる玉子を産み不申、晦日に月の出不申ものに心懸可申、有體の不人情成儀申渡候事(以下略)

以上の十三ケ條は、麗々しく筆太に記されたもので、一遊女として身を賣り、一と度抱へられた者は、必ず之れを讀み聽かせられて、之れを堅く守らねばならぬのであつた。近代の娼妓は、幸に斯る不法に甘んじて居るまいが、人間扱ひをされて居らぬ事は、往々世間に現はれた、事實に徵して明らかなものである。

(社會政策所載)

娼妓名簿 登錄と削除の申請ぶり

記者

左は救世軍の婦人救濟係伊藤大尉の談である。氏は自由廢業申請の爲屢々警察へ行き、今では各警察ともお馴染であるが、今月は登錄月とでもいはうか無垢な田舍娘を三人四人引具して、妓夫が登錄申請に來てゐるのに出會するといふ事である。

△登錄は斯ういふ風にする

どういふ風にして名簿が登錄さるゝかといふと先づ受付の巡査部長さんが、／初め申込者の苗字を呼ぶ、戸籍謄本に名簿登錄申請書を添へて受付係に差出す、巡査さんは謄本によつて郷里の家庭生活の狀態を取調べに相成る。秋田山形などの山の中にて學校の前を通りかゝつた事すらない、いろはのいの字は右から書くか左から書くかも分らぬ婦人を深切にお調べになる、母の名前は？父の名は？兄弟は何人兄の名は先づ何？といふやうな譯で家族の名前だけはどうやらお答へが出來ると、次は娼妓になる理由と來る、何が扨右も左も分らぬ田舍娘の滿足な答への出來やう筈はない。が、茲へ來る迄に何れも初から毎日樓內でお稽古をして置くのであるから惡魔の穽に捕はれた小羊のやうに、いはるゝが儘に、父母が病氣でお金が澤山かゝる故、お百姓ではお金もとれず、娼妓になるのでございますといふ樣に出來てゐる。かうまく云つて氣ののけると、それで引取れるのだが、毒にも此ういふ娘達は娼妓がどんなものであるやら、唯譯もなく綺麗な着物を着て遊んで暮せると思ひ、田舍を出る時に若し登錄は既うすでに金を借りてゐて、許可が此警察で出來なければ、紹介人の手から手と賣渡され、娼妓が出來なきや私娼酌婦と、無學無智の悲しさ、あはれ禍福は糾へる繩の如しといふものを、これはまた禍のみにからみつかれるのである。斯うして名簿登錄申請にうまく申上ぐる事が出來ないと、樓に歸つて、其麽馬鹿では到底東京の遊廓のお花魁樣にはなれないと虐まれるから、又一日二日稽古して、警察へ出直して上手に辯解し愈々受理になると、郷里の警察に照會が行き生活狀態取調べとなる。郷里の警察でも金は借りがあるし、致方がないからうといふやうな回答がある、そこで本人を召喚して愈々名簿登錄になる時半身のピーオーピーの寫眞に申請書を改めて出す、そこで鑑札が下り、寫眞を一頁の裏面に張りて愈々下げられる、そして其夜から淺ましき遊冶郎の――玩弄物となるのである。警察官は成規の上から紋切形に戸籍謄本によりお前はしつかりした兄の二人もあつて親の爲に娼妓をする必要はないではないか、等と說諭を試みるのであるが、此時今少し突込んで娼妓稼業の憎むべき事を說き、更に自由廢業の事に就ても、其權利を充分說き聞かせなるべく正業に就かしむる方針を取つて貰ひたいものであると思ふ。

△自由廢業は斯うしてする

斯樣話をしてゐる時洲崎の娼妓が二人連で飛込んで來た。そこで伊藤氏は艶衣事件で凝りてゐるので早速電話を以て洲崎署へ廢業の爲外出した趣を届け、早速同道すべきであるが明朝迄の猶豫を願ひ置き、二人の身上やら廢業の理由等を聞いて見ると斯うである。

洲崎辨天町三ノ五河內樓山田龜之助方

花遊事秦　いし(二二)
いろは事　高松つる(二五)

といふもので、今日(三月六日)の夕方お湯(廓内の)に行くとて外出し、車に乗つて逃げ來つたのだといふ。一人は手取百五十圓に水金百圓で現在の處に來たのでもう足かけ三年になり、借金は百七十圓になつてゐるといふ。一人は百十五圓で吉原から鞍替したもので、借金は六十七圓になつてゐるといふ。廢業して何處にか行く處があるかといふと、若い方は略あるし年とつた方はないといふ。そこで伊藤氏は、宛といふのは情夫の所であらうが、どうせ女郎買をするといふ人には眞面目な人のありやう筈はなし、家には金の茶釜でもあるやうな話ばかりしてゐるが、いざとなつて行つて見ると、借金で首も廻らぬのが多いから、よく〳〵取調べた上にしないと、情夫は樓主から金の五十圓も握らせられて又お前をだまして歸させるやうな事になる例はいくらもあると懇々注意を與へ、どういふ譯で廢業するかと聞くと、年とつた方は女郎になつてお酒をのんだりするやうになつてから耳が遠くなり、どうかすると氣狂のやうになる時があるし、此節の樣に不景氣で毎日〳〵お茶を挽いてばかしゐるのだから……といひ。若い方は世の中が段々面白くなくなり一層死んでしまいたいやうな氣分になり去年來通つて來てゐた某といふ男に情死を迫つて、男もどうやら承知して、短刀を持つて來たり何かした事があつたが、お婆さんに見付けられて果さなかつた。其後激毒藥を持つて來て貰つて死ぬつもりで少しなめて見たが急に恐しくなり命が惜しくて堪らぬ樣な氣になり便所へ這入つて吐いて内所へ驅け込み、お客さんから情死を迫られて藥をのまされたといつはつてそこへぶつたをれたこともあつた、其れから廢業したい〳〵と考へ、新に通つて來た何とかいふ大工樣と深くなり相談を定めて來たので多分其人は今日家を探して新世帶の準備をしてゐる筈だとの事である。そして此女は「私の家が差押へになるだらうか」とて心配しておつた。そこで大尉は家財などゝ自分の操との尊卑を巧みに比喩を引きて說き聞かせ、隣の家から火事が出たらお前のお父さんは、そこに眠つてゐるお前をほうつてがらくたを運んでお前は見殺しにするか、がらくたは燃しても先づ擁へて行くのは自分の娘であらう、して見れば、自分の娘のかはりに、がらくたの少し差押へられたつて心配する事はない、娘が人間に返つたのを喜ばなくてはならぬ、併しさういふ方の事もよく協議して上げると親切に敎へ聞かせてゐた、記者は序に彼等に娼妓になる動機を問ふて見た、若い方の女は道樂で茶屋奉公をしてゐる内十圓ばかり借金をこしらへ家に歸つて來ると、父に叱られどうせ茶屋奉公でもするのなら、内に百圓の借金があるから娼妓になつて呉れといふ事からなつたといふ、一人は母が繼母で父は病氣、家計の苦しさに繼母のために賣られたのであるといふ。

夜も大分更けたので四人は一緒に本營を辭した。小くなつて後から跟いて來る二人を顧みて記者は大道を濶歩する自由の愉快を說き、どうせ堅氣にならずには居られぬ身體故、今抜け出して來たを幸ひ堅い決心を以て百難と戰ひ、自由と人格を守らねばならぬと說き聞かせ伊藤大尉は麻布のホームへ記者は神田へと、二人の幸福を祈りつゝ袂を分つた。

廓淸會紀要

大阪支部報告

△略歴　明治四十五年一月十六日午前一時、南區難波新地より出火し、折からの西南風に火は東北に進み、十八ケ町戸數四千八百八十五戸を燒き拂ひ、午前十時漸く鎭火せり。而して難波新地乙部遊廓は僅に一二戸を殘して全部燒失し、さしも宏壯を極めたる建築物も見る間に紅蓮の舌に遊廓百四十戸を甜め盡したり。時機逸すべからずと大阪基督教青年會並に婦人矯風會市内各教會の有志は、各其使命を語らひ、一方は慰問隊を組織して市の救護事業に力を協すと共に、一方は再興反對運動の火の手を擧げたり。火急の準備を整へて、二十日午前六時より中之島公會堂に於て「難波新地再興反對演說會」を開催し明治四十三年夏の曾根崎大火の時にも劣らざる程の盛會にて、東京よりは矢島楫子女史、山室軍平氏、グレゴリー氏相携へて來阪せられたり。諸氏は尙手を分ちて要路々々へ訪問して意見を述べられ、朝日每日の兩新聞は正々堂々たる議論を以て輿論の大根底を固め、大勢定まれりと見ゆ。

△支部の組織成る　一月廿七日午後七時青年會館にて開きたる演說會は、廓淸會の發會式となして辯士には江原素六氏グレゴリー氏益富政助氏來阪せられ支部の組織なり廓淸會大阪支部は呱々の聲を揚ぐ。

△凱歌揚る　二月五日大阪府告示第三十五號は遂に左の宣告を與へたり。

大阪府告第三十五號

難波新地三番町、四番町貸座敷免許地の中、難波新地遊廓に屬する免許地は之を廢止す。

但し現存せる營業者は本年四月三十日迄營業する事を得

明治四十五年二月五日

大阪府知事　犬塚勝太郎

△會員一千人募集　曩きに二回の演說會に二百餘名の廓淸會員を得たる勢を以て南地反對運動に力を盡したる委員は再ぶ廓淸の委員となりて各一人にて廿名宛の新入會員を得んと日を期して盡力なし二月十七日萬國婦人矯風會の設立者ウ井ラード孃の記念日に青年會俱樂部に集り八百餘名の會員を得尙屈せず撓す力を盡せし結果遂に一千人の會員を得たり。

△會の現狀　本部發行の廓淸は直接本部より郵送なし、支部は其會費を取纏めて每月本部へ送り、贊助會員は支部の働きを助くると共に每月本部へ幾分の補助をなす事を得て現今は廣告料と共に每月六十圓宛を本部に送る。

○集會　明治四十五年三月萬國廓淸會派遣員モリスグレコリー氏の送別會に機よく委員加藤直士氏は列席せられ六月廿一日本部にて設立滿一年の年會開かるゝや委員林歌子上京せられぬ。

七月廿五日公會堂に於て山室軍平、内ケ崎作三郎の兩氏を聘して廓淸大演說會を催したり。

委員會は數度開催して事務の進捗を圖れり。

○役員　常務委員六名を撰びて諸般の事務を囑託す

長田時行　加藤直士　佐島啓助　名出昱子　淸水種子　林歌子。

尙事務を分擔して

會計　名出昱子　書記　淸水種子

委員長に長田時行氏を推選せり

△大正元年度會計決算

一金九百六拾四圓六拾五錢七厘　總入高

內譯

金五拾圓四拾壹錢五厘　南地遊廓反對運動殘金寄附
金參百貳拾五圓貳拾五錢　贊助員會費
金四百七拾九圓五拾四錢　正會員會費
金九拾七圓五拾錢　廣告代金
金參圓二厘　銀行利子
金貳圓　臨時寄附金
六圓九拾五錢　雜誌賣上代

一金九百五拾壹圓拾七錢　總支出高

內譯

金七百拾圓　本部へ送金
金五拾圓　公會堂演說會費用
金四拾壹圓　集金手當
金拾圓廿錢　支部設備品購入
金拾壹圓　臨時書記手當
金參拾壹圓　旅費並車代
金八拾貳圓九拾七錢　郵稅並集會費等諸雜費
金拾五圓　醜業公認制度廢止運動百册代

差引殘金拾參圓四拾八錢七厘

△委員

石神八重子　岩木たま子　井口昌藏
井上明三郎　早川喜四郎　馬場鉎作
二宮平次郎　堀峰橘　オルチン
奥田文子　緒方吉重子　大塚常子
加古幸恵子　桂よね子　河原鋭三郎
吉岡哲夫　高木貞衛　武田龜吉
田口たけ子　谷口こう子　高安季子
辻よね子　並川つる子　名出保太郎
中村三郎　山口金作　安東忠次郎
松岡歸之　藤仲民子　深田直太郎
小泉澄　淺井泰子　青木庄藏
菊地しな子　湯淺豐太郎　湯川うめ子
三浦さき子　淸水芳吉　杉田潮
萬代要子(堺市)辻茂治(岸和田)山田蕗雄(福井)

△會員　現在會員一千〇四十五名

內

贊助會員百六名內（男六十名 女四十六名）
正會員九百卅九名內（男六百九十五名 女二百四十四名）

△贊助會員　（イロハ順）

○贊助金四口宛

今井信子　緒方千重子　高木貞衛
藤仲民子　藤仲博　藤野露子
宮崎優子

○同　二口宛

石神八重子　林歌子　大塚常子
田口竹子　小泉澄　湯淺豐太郎

○同　一口宛

井上虎治　井口昌藏　井原ひさ子
岩田雅樂子　石橋爲之助　一戸あさ子
犬塚靜子　パンホン　西野貞子
堀内重子　ボールトン　堀居左五郎
堀内とめ子　堀川忠三郎　豐野よし子
豐田つぎ子　チャップマン　緒方鉎次郎
大小島雄五郎　緒方吉重子　オルチン
大沼健次郎　大西鍛　大西歌子
大倉米吉　菜夫人　垣純吉
加古平三郎　加古幸恵子　加藤直士
爲田正五郎　吉岡哲夫　吉野忠二郎
武内嘉藤治　谷口幸子　田中新右衛門
高倉つね子　高安幸子　田邊きん子
高山繁　田中喜久三　坪井速水
坪井幸子　津垣常吉　中村三郎
名出保太郎　名出いく子　長田時ゝ行
中野嘉三郎　ワット　植木義三郎
植村妙子　山邊定子　松永龍之助
ブール　フルトン　藤本榮子
船橋稲松　フォス監督　深澤鑒十郎
小橋實之助　青木ふじ子　青木庄藏
淺沼又吉　荒木幸子　秋山みやを子
安東忠次郎　荒井榮藏　淺井友太郎

アレキサンダー　佐島啓助　坂村蒋
齋藤謙　齋藤喜三郎　菊地卒藏
金納又右衛門　桐山義三郎　湯川玄洋
宮川經輝　宮尾乙女子　清水芳吉
清水種子　下條源次郎　平田つるゐ子
東山・藤吉　平井四郎兵衛　日高直治
五百木恒一　森下博　森作太郎
モルガン　杉村正太郎　角利吉
杉野成子　鈴々木安枝

尚
中山太陽堂　丹平商會　田口參天堂
よりは廣告を以て事業に賛助を與へらる

清話會傍聽記

△名古屋に於ける益富氏の健闘

廿七日の夜偕樂亭に清話會の晩餐會があつた。偶々來名中の益富君も出席して縷々廓清會の精神目的を話した。話題なきに苦んで居つた論客諸氏は、氏の演說中好き敵ござんなれと手ぐすね引ひて待つて居たが、益富君が着席するや否や。やるべし〳〵の聲に應じて第一に反駁の矢を放つたのは加藤鐐五郎氏、氏は益富氏が引用せる「娼妓の檢黴の無効なるは恰も太平洋に一壜の昇汞水を投ずるに似たり」といふ京大の松浦博士の說を駁し、檢査はしかく無効のものではないと、醫師の立場から眞面目な議論を試みた。が、傍聽子から見れで、公娼廢止は風敎と人道の根本問題に立つてるのだから、檢査の有無効の如きは枝葉の論だ、況して私娼制度にしたからとて檢黴は行ひ得るのではないか次に廢内正太郎氏は廢娼より急な仕事がある、廢娼などに盡す努力をそれよりも大切な根本問題に向けたら如何だと忠告がましい事を云つた。これは宗敎上の運動は勿論の事常に精神上宗敎上の問題に心神を勞して居る益富氏には少々古い注文である。青柳有美氏一言なかるべからず、婦人研究者たる氏に定めし面白き說あらんと待つて居た甲斐もなく、傍聽子は頗る失望した、氏は益富氏が女郎屋は無垢なる青年に淫慾を敎習せしむる所だと云つた語を捕へて、娼妓が無ければ青年は手淫を行ふが故に娼妓同樣の弊害が起る、女は買ふ位の男でなければ役に立たぬなど〻極めて眞摯を缺いた態度で云つた。後に益富氏が有美氏の性慾哲學の序文中に生殖の重大なる所以を高調せる一節を引ひて、有美氏の所說の此序文と矛盾せるを切論したのは頗る痛快であつた。小林清作氏も成るべく公娼の弊害を改良して行つた方がいゝと云つたが、今日奴隸よりも一層悲慘な境遇に居る幾萬の同胞姉妹のあること、又之あるが爲に男女間の倫理が根本から破壞されて居ることを思ふならば、女子敎育家としては今少し熟考の餘地があるではないか、次に上遠野富之助氏がそんな事はどうでも可い、天下國家に關する問題ぢやないとか、米國などは隨分淫賣が甚しいとか云つたには驚いた。吾々の實生活に觸れない「天下國家」は書生の空論で、似而非愛國者の妄想だ。公娼問題は奴隸廢止問題以上に國民生活上の大問題である米國で淫賣が甚しからうと無からうと關係はない。先程より此處彼處に、不眞面目な態度が見ゆるので傍聽子も少からず不快に思つて居つたが、果して與良松三郎氏は猝然として起つた諸君の態度は甚だ不眞面目である。諸君にして若し存娼を可しとするならば妻子の前で公然云へるかと絕叫して存娼論者に肉薄した。中根榮氏は公娼廢止は爲政

者の見地から云つて普通の論だといふたが、傍聽子から見れで此方は却て不通の論だ。そんな事を云つたら米國の奴隷廢止も明治の初年の自由民權論も近頃の憲政擁護も不通の論になつてしまう。今少し明白な理由がなければ氏の説は爲政者萬能論だ。それから益富君は一括して反論を辯駁したが、末段公娼廢止論は決して舊式の道徳説に囚はるゝものではないと、生殖の人生にとりて重大なる所以、性慾と淫慾との混同、賣淫は生殖の道を破壞するものなりと赤裸々に論じたるあたり、熱血淋漓たるの概があつた。それに對し前記數氏の辯解やら辯駁やらがあつて散會になつた、益富君は熱誠の士である、人道の戰士である。先には憐むべき醜業婦の救濟に身を投じて、既に七八十名の婦人を救ひ之を保護した經驗があり、今は更に大なる廓清問題の爲に盡されて居る。諸氏にして説あらば宜しく平生の研究思考した結果を以てすべきは同君に對して敬意を表するの道である。近頃の清話會は議論の爲に議論をする傾向がある樣に思はれる。(新天地所載)

廓清會々員名簿

▲贊助會員之部▼ 第六回

東京府下高田村若葉一七	(一口)	浮田和民氏
赤坂區榎坂町	(一口)	小崎千代子氏
東京府下瀧の川田端	(二口)	日向輝武氏
同	(二口)	日向きむ子氏
麻布區本村町	(一口)	江原素六氏
巣鴨	(一口)	安部磯雄氏
牛込區宮久町	(一口)	宮田脩氏
麻布區本村町	(一口)	安藤太郎氏
牛込區佐内坂町	(一口)	西村勘之助氏
神田區裏猿樂町五	(一口)	寺田四郎氏
神田區青年會館	(一口)	小松武治氏
芝區榮町十一	(一口)	グレイ氏
牛込區東五軒町五五	(一口)	中村松乃氏
麹町區土手三番町一〇	(一口)	松宮しん氏
熊本市外明圓寺町	(一口)	中津親義氏
下關市唐戸町	(一口)	富海松兵衛氏
山梨縣鰍澤町	(一口)	中島照二郎氏
堺市神明町一中濱	(一口)	大小島雄五郎氏
福岡縣折尾町救濟會	(一口)	小田改造氏
靜岡縣引佐郡氣賀町	(一口)	宮下新一氏
京都下京區五條坂丸山方	(一口)	平岡達藏氏
同長者町淨福寺東清水方	(一口)	池田三吉氏
大阪市北區淀川橋北詰	(一口)	田邊きん子
同市南區堂ヶ芝町	(一口)	中野嘉三郎
同府東成郡鶴橋町東小橋	(一口)	豐田つぎ子

▲正會員之部▼ 第八回

大阪市南區難波新地明治醫院	境野牧太氏
同區勝山通一丁目四四六八	須田成宮氏
和歌山縣那賀郡長田村	矢半田勝也氏
大阪市南區綿谷仲ノ町船場	木村正大郎氏
同市東區瓦町三ノ二〇	今井義雄氏
同區上本町九丁目菊池方	梶谷遠一氏
同區京橋三丁目七	瀨戸彌三郎氏
同市北區梅ヶ枝町森川方	住田善一郎氏
同	則岡虎雄氏
同府下豐崎町字本庄磯江方	山崎カミ氏
同市東區東平野三ノ四四七	高原正雄氏
同區船越町二丁目岡橋會社	清水庄三氏
同市南區生野國分町長谷川方	扇卯之助氏
同市北區金屋町一丁目三垣方	佐藤勇氏
同市東區瓦町五丁目松村方	藤井定一氏
同區唐物町四ノ二八寺田方	猪飼三郎氏
下總國野田町	戸邊岩吉氏
奈良縣生駒郡南生駒村字有里	中野昇秋氏
大阪市西區古川町	森本幾松氏
日向國都城町	森山角次郎氏
奈良縣吉野郡下市町阿知賀	松本松次郎氏
兵庫縣武庫郡住吉村甲南	萩野竹内氏
三重縣桑名町一色町	木村義治氏
大阪府下河内郡牧岡南村六萬寺	今西よね子氏
京都府下伏見町字田中町	横井源三郎氏
同役場内	青年會
同字以中町	吉川正義氏
同市岡崎町東丸太町本願寺西	木村尚子氏
同市堺町通松原下ル	南民子氏
同市上京區丸通リ下立賣下ル	山邊久吉氏
大阪府下三島郡吹田村	早水愛篤氏
三重縣津市城内	スミス氏
大和法隆寺	山邊久吉氏
同上市横町	阪口惣太郎氏
奈良市東向南町奈良基督教會	片山留次郎氏
三重縣伊賀郡上野聖公會	中村燃氏
同津市一番町玉置方	大岡義正氏
大阪市北區中ノ島六婦人ホーム	村次勝子氏
同區西寺町一丁目一五七	山本文三氏
小石川區安藤坂女子青年寄宿舍	渡邊花子氏
大和國宇陀郡松山町	牧村民哉氏
福井市江戸下町東久寺内	日置小窓和氏
同市木田四辻	中島つろ子氏
同市寶永上町	高田浩誠氏
同市日出中町	林とう子氏